

令和8年度（2026年度）

# 学 生 便 覧

長崎大学薬学部

# 目 次

長崎大学の理念、目標、ポリシー等 .....	1
薬学部の教育理念・目的、目標、ポリシー等 .....	2
薬学科のカリキュラム・ツリー .....	9
薬科学科のカリキュラム・ツリー .....	10
薬学科のディプロマ・ポリシー対応一覧 .....	11
薬科学科のディプロマ・ポリシー対応一覧 .....	12
長崎大学薬学部規程 .....	13
薬学部教科の履修について .....	24
長崎大学における学生の懲戒に関する指針 .....	33
薬学部の考査等に係る学生の不正行為の取扱いに関する内規 .....	39
在学中の注意事項 .....	41
諸手続一覧 .....	46
就職 .....	47
受験資格の取得・薬剤師国家試験及び免許取得について .....	48
医歯薬学総合研究科附属薬用植物園 .....	49
薬学部本館平面図 .....	51
医歯薬学総合教育研究棟(旧歯学部本館)平面図 .....	53
交通アクセス .....	56
薬学部キャンパス配置図 .....	57
長崎大学バリアフリーマップ(AED配置図を含む) .....	58



# 長崎大学の理念、目標、ポリシー等

## I 長崎大学の教育理念と目標

長崎は、世界に開かれた日本の窓口として多文化交流の先駆的役割を果たしてきた国際都市であり、被ばく体験をもとに世界の恒久平和を宣言した平和都市です。この地に立地する大学として、長崎大学は歴史に根づく融合と調和、創意工夫と平和希求の精神を継承しつつ、教育研究の高度化と個性化を図っています。本学は、新たな知の創造と社会の調和的発展に貢献できる心豊かな人材の育成によって、世界に向けた情報発信拠点であり続けることを目標としています。

この目標を達成すべく、以下に挙げるポリシーに基づいた学士課程教育を行います。

## II 長崎大学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

長崎大学は、4年間あるいは6年間の教育プログラムに定められた単位を修得し、

1. 自ら学び、考え、主張し、行動することができる。
2. 分野・領域を超えて活用できる汎用可能な技能を身につけている。
3. 専門職業人や研究者としての基盤的知識・技能を習得し、高い倫理観を身につけている。
4. 地球環境と社会の多様性を理解している。
5. 主体性をもって他者と協働できる。
6. 地域社会および将来世代に貢献するグローバルな視点を身につけている。

と認められた者に対し、学位(学士)を授与します。

## III 長崎大学のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成および実施方針）

長崎大学の教育プログラムは、教養教育と専門教育で構成されます。

教養教育では、大学入学時まで培われてきた総合的な学力を前提に、教養基礎科目、プラネタリーヘルス科目、選択科目、また留学生にあっては留学生用科目を履修することで、社会に貢献できる市民として求められる多様な基礎的知識を学修し、自主的に考え発信する能力、論理的・批判的に物事を考える能力、日本語および英語などによるコミュニケーションを行う能力、数量的スキル、情報リテラシーなどのいわゆる汎用的技能、ならびに継続的に学び自らを高め変革しようとする態度、他者と協調・協働して問題解決にあたる態度、自らに課せられた責任を全うする態度、グローバルかつ地域の視点から多様性を理解する態度・志向性を身につけます。

知識や理解、汎用的技能についてはそれぞれの授業において、態度・志向性については種々のアンケートやテストによって伸長の度合いを確認します。

専門教育では、教養教育で培われた力をさらに伸ばすとともに、専門的な知識・技能、高い倫理観、ならびにそれぞれの分野・領域に特有の汎用的技能、態度・志向性を身につけます。

授業は講義、演習、実験、実習等の形式で行われます。授業には学生の主体性や協働性を涵養するようアクティブ・ラーニングを促す手法や少人数による教育を積極的に取り入れます。

授業の成績評価は、定期試験の結果、レポートや課題、ディスカッション、プレゼンテーションの成果、授業やゼミナールへ取り組む意欲・態度などの観点から行います。評価の結果、学修成果が一定の水準に達したと担当教員が認めた場合に単位が認定されます。

すべての授業科目で、学生が自らの学修の振り返りを行うための受講振り返りを実施します。この受講振り返りはそれぞれの授業改善のためにも活用されます。さらに、入学時、卒業時の意識調査や学修行動調査等を実施することで学生の学修達成状況を把握し、その結果を大学教育の常なる改善に役立てます。

学生は学修ポートフォリオシステムに自らの学修成果を随時蓄積します。学修ポートフォリオを振り返ることで自らの成長の軌跡を確認することができます。また、学修ポートフォリオはメンター教員による学生への指導・助言の資料として利用されます。さらに、卒業時には大学における学修成果の総合評価のための資料としても活用されます。

## 薬学部の教育理念・目的、目標、ポリシー等

### I 薬学部のアドミッション・ポリシー

#### <薬学科（6年制）>

薬学科は入学者に以下の資質・素養を求めます。

- ・ 幅広い知識と十分な基礎学力がある。
- ・ 専門的な学修に必要な数学と理科の学力が優れている。
- ・ 英語論文の読解・解説をはじめ、グローバルな視点を持って社会に貢献するために必要な英語の学力が優れている。
- ・ 論理的な思考能力や問題解決能力を持つ。
- ・ 協調性やコミュニケーション能力を持つ。
- ・ 薬学、生命科学に高い関心があり、研究や持続的な学修への意欲を持つ。

#### <薬科学科（4年制）>

薬科学科は入学者に以下の資質・素養を求めます。

- ・ 幅広い知識と十分な基礎学力がある。
- ・ 専門的な学修に必要な数学と理科の学力が優れている。
- ・ 英語論文の読解・解説をはじめ、グローバルな視点を持って社会に貢献するために必要な英語の学力が優れている。
- ・ 論理的な思考能力や問題解決能力を持つ。
- ・ 積極的な自己表現力や行動力を持つ。
- ・ 薬学、生命科学に高い関心があり、研究や持続的な学修への意欲を持つ。

### II 薬学部の教育理念・目的と教育目標

#### 【教育理念】

「ヒトの健康を目指して」の標語のもと、医薬品の創製、医療、健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育、研究すること、並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。

#### 【学部】の目的】

大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させるとともに、薬学に関する高度の専門的知識を修得させ、もって薬の専門家として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

#### 【薬学科】の目的】

医療薬学に関する高度の専門的知識及び技能・態度を修得させ、豊かな人格と高い倫理観を備えた薬学専門識者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

#### 【薬科学科】の目的】

医薬品の創製、環境衛生等に関する高度の専門的知識を修得させ、主体性と科学的創造性を備えた研究者、技術者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

#### 【教育目標】

1. 大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させ、豊かな人間性と高い倫理観を持つ人材を育成する。
2. 薬学に関する高度の専門的知識を修得させ、薬の専門家として社会に貢献しうる人材を育成する。

### Ⅲ 薬学科の教育目標

1. 医療人に必要な豊かな人間性、高い倫理観及び知性を育む。
2. 医療の場で薬剤師に必要とされる知識、技能及び態度を形成する。
3. 様々な医療の場で通用する実践力を形成する。
4. 「くすり」の専門家として必要な課題発見能力や問題解決能力を形成する。

### Ⅳ 薬科学科の教育目標

1. 薬学が人間の生命に拘わる学問であることを踏まえ、薬学分野の研究者・技術者に必要とされる豊かな人間性、高い倫理観、知性を育む。
2. 薬学分野の研究者・技術者に必要な薬学領域全般にわたる基礎的知識と技能を形成する。
3. 研究の現場で実践的な教育を長期的かつ継続的に行い、薬学分野の研究者・技術者としての基盤となる課題発見能力や問題解決能力を形成する。

## V 薬学科のディプロマ・ポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を修得し、

1. 医療人としての豊かな人間性、生命の尊厳と患者の人権についての深い認識、人の命と健康を守る使命感・責任感及び倫理観を有する。(薬剤師としての心構え、患者・生活者本位の視点)
2. 生体および環境への医薬品や化学物質などの作用・影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。(基礎的な科学力)
3. 薬剤師として基盤となる知識を修得した上で、安全で有効な薬物療法を主体的に計画、実施、評価、管理する能力を有する。(薬物療法における実践的能力)
4. 情報を収集し提供する能力及びコミュニケーション能力を有し、医療機関や地域における医療チームに積極的に参画して薬剤師に求められる行動を適切にとることができる。(地域の保健・医療における実践的能力、チーム医療への参画、コミュニケーション能力)
5. 薬学・医療の進歩に寄与するための研究を遂行する意欲、課題発見能力、問題解決能力を有する。(研究能力)
6. 薬学・医療の進歩に対応するために、生涯にわたり自己研鑽を続けるとともに、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。(自己研鑽、教育能力)
7. グローバルな視点を持ち、国際社会に医療人として貢献できる能力を有する。(グローバル)

と認められた者に対し、学士(薬学)の学位を授与します。

## VI 薬科学科のディプロマ・ポリシー

所定のカリキュラムによる教育プログラムに定められた単位を修得し、

1. 薬学・生命科学分野の研究者・技術者に必要とされる豊かな人間性、高い倫理観、知性を有する。(研究者・技術者としての心構え)
2. 化学物質の物理的及び化学的性質・生体や環境との関わり、自然が生み出す薬物、及び生体の成り立ちと機能について高度な知識を有する。(薬学の基礎知識)
3. 医薬品の分析法・合成法・作用機序・体内動態についての高度な知識を有し、医薬品の探索から臨床試験に至る創薬過程を包括的に理解している。(医薬品の基礎知識)
4. 薬学・生命科学分野の研究に必要な意欲、基本的知識と技能、および問題解決能力を有する。(研究能力)
5. 課題発見能力とともに、情報を主体的に収集・活用・発信することができる。(情報収集・発信能力)
6. グローバルな視点を持ち、研究者・技術者として国際社会並びに地域社会に貢献する能力を有する。(地域・グローバル)
7. 薬学・生命科学の分野で生涯にわたり自己研鑽を続けるとともに、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。(自己研鑽・教育能力、研究能力)

と認められた者に対し、学士(薬科学)の学位を授与します。

## Ⅶ 薬学科のカリキュラム・ポリシー

1. 長崎大学のカリキュラム・ポリシー及び文部科学省薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、体系的かつ主体的に学修できるようカリキュラムを編成しています。
2. 入門科目では、薬学全般の基本的知識と薬局病院見学などで薬剤師の業務について学びます。(評価は主にレポートによって行います。)
3. 専門基礎科目では、物理化学、分析化学、有機化学、生化学など生命科学や医薬品について学ぶ上で必須の基礎知識と共に、薬用植物学、衛生薬学、薬剤学、薬理学、生理解剖学など薬学分野で特に重要となる科目の基礎を学びます。さらに、専門基礎実習では各専門分野での研究に必要な考え方、方法、技能を修得するとともに、共用試験や薬局病院実習に向けて、実務に関連する知識や技能の修得のための実習を行います。(評価は主に試験とレポートによって行います。)
4. 専門科目では、生命科学や医薬品に関してより深く学ぶとともに、薬物治療学、生薬学、臨床検査学、医薬品評価学など薬学独自の高度な専門的知識を学びます。

また、医療倫理、実践薬学、医療コミュニケーション、在宅医療実践学などの科目で、薬剤師として修得すべき基本的知識と能力、技能、心構えを学び、病院や薬局での実務実習では、それまでに修得してきた知識や技能を実践することで、薬剤師として求められる基本的な資質を修得します。(評価は主に試験、レポート、ポートフォリオなど多面的に行います。)
5. 発展的科目の科学英語、医療実験計画法、医療薬学特別実習では、英語論文を読解し、実験計画を立て、研究を行い、結果を卒業論文としてまとめると同時に公開発表会で発表することで、論理的思考力、課題発見能力、及び問題解決に向けた計画立案能力を養います。また、在宅医療実践学と医療薬学総合演習では薬剤師としての知識の総括を行い、高次臨床実務実習では、大学病院の病棟や外来での業務や、離島における医療連携について現場で学びます。これらを総合して生涯にわたり自己研鑽を続けるとともに、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を育成します。(評価はセミナー発表、レポート、卒業論文、プレゼンテーションなどにより多面的に行います。)

科目に関する別表（薬学部 薬学科）

科目等 資質等		入門科目	専門基礎科目	専門科目	発展的専門科目
主として養われる資質	生命科学や医薬品について学ぶ上で必須の基礎知識	薬学概論Ⅰ・Ⅱ 基礎有機化学 基礎生物学Ⅰ・Ⅱ 基礎物理化学			薬学概論Ⅲ
	研究に必要な考え方, 方法, 技能		薬学基礎実習		
	生命科学や医薬品に関するより高度な知識	有機化学 A 薬品分析化学Ⅰ 生化学Ⅰ 有機電子論 生物物理化学 生物有機化学	有機化学 B・C・D 薬品物理化学 薬品分析化学Ⅱ 生化学Ⅱ・Ⅲ	微生物学 放射化学Ⅰ・Ⅱ 細胞生物学 分子生物学 天然物化学	
	薬学分野で特に重要な高度な専門的知識	分子構造解析学 健康薬科学概論	薬用植物学 臨床漢方学 生薬学 衛生薬学Ⅰ 薬学統計学 生理・解剖学Ⅰ 薬理学Ⅰ 臨床医学概論Ⅰ 薬物治療学Ⅰ 臨床検査学 薬剤学Ⅰ	生理・解剖学Ⅱ 臨床医学概論Ⅱ 薬理学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 衛生薬学Ⅱ 細胞生物学 化学療法学 医薬品情報学 免疫学 医薬品評価学 薬剤学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 薬物治療学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	創薬科学 A・B
	薬剤師として修得すべき基本的知識と能力, 技能, 心構え	薬学概論Ⅱ	医療倫理Ⅰ 実践薬学Ⅰ 臨床薬学Ⅰ	薬事関連法規 医療倫理Ⅱ 実践薬学Ⅱ 医療コミュニケーション 臨床薬学Ⅱ	在宅医療実践学 医療薬学総合演習
	病院や薬局で必要な知識と技能の実践	在宅ケア概論Ⅰ・Ⅱ	実務実習（事前実習）	実務実習（病院・薬局実習）	
	自己研鑽・教育能力, 研究能力				グローバル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ 基礎科学英語 科学英語 応用科学英語 先端薬学実験スキルⅠ・Ⅱ 医療実験計画法 医療薬学特別実習
	病棟や外来での業務や, 離島における医療連携				高次臨床実務実習Ⅰ・Ⅱ

## VIII 薬科学科のカリキュラム・ポリシー

1. 長崎大学のカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的かつ主体的に学修できるようカリキュラムを編成しています。
2. 入門科目では、薬学全般の基本的知識と製薬企業や研究所見学などで研究者・技術者の業務について学びます。(評価は主にレポートによって行います。)
3. 専門基礎科目では、物理化学、分析化学、有機化学、生化学など生命科学や医薬品について学ぶ上で必須の基礎知識とともに、薬用植物学、衛生薬学、薬剤学、薬理学など薬学分野で特に重要となる科目の基礎を学びます。さらに、専門基礎実習では各専門分野での研究に必要な考え方、方法、技能を修得します。(評価は主に試験とレポートによって行います。)
4. 専門科目では、生命科学の基盤となる知識を深めるとともに、生物有機化学、分子生物学、天然物化学など、医薬品開発に必要な高度な専門的知識を学びます。  
また、薬物治療、薬物代謝、医療倫理、医薬品情報学など薬学独自の幅広い知識を修得します。(評価は主に試験で行います。)
5. 発展的科目の創薬科学では、それまでに身につけてきた知識を基盤として医薬品開発について総合的に学びます。また、科学英語、実験計画法、薬科学特別実習では、英語論文読解、実験計画立案、研究の実践、卒業論文作成、発表を通して論理的思考力、課題発見能力、及び問題解決に向けた計画立案能力を養うことで、総合的に自己研鑽力と研究能力を育成します。(評価は試験、セミナー発表、レポート、卒業論文、プレゼンテーションなどにより多面的に行います。)

科目に関する別表（薬学部 薬科学科）

科目等 資質等		入門科目	専門基礎科目	専門科目	発展的専門科目
主として養われる資質	生命科学や医薬品について学ぶ上で必須の基礎知識	薬学概論Ⅰ・Ⅱ 基礎有機化学 基礎生物学Ⅰ・Ⅱ 基礎物理化学			薬学概論Ⅲ
	研究に必要な考え方，方法，技能		薬学基礎実習		
	生命科学や医薬品に関する高度な知識	有機化学 A 薬品分析化学Ⅰ 生化学Ⅰ 有機電子論 生物物理化学 生物有機化学	有機化学 B・C・D 薬品物理化学 薬品分析化学Ⅱ 生化学Ⅱ・Ⅲ	微生物学 放射化学Ⅰ・Ⅱ 細胞生物学 分子生物学 天然物化学	
	薬学分野で特に重要な高度な専門的知識	分子構造解析学 健康薬科学概論	薬用植物学 臨床漢方学 生薬学 薬剤学Ⅰ 衛生薬学Ⅰ 薬学統計学 生理・解剖学Ⅰ 薬理学Ⅰ 臨床医学概論Ⅰ 医療倫理Ⅰ 薬物治療学Ⅰ	生理・解剖学Ⅱ 臨床医学概論Ⅱ 薬理学Ⅱ・Ⅲ 衛生薬学Ⅱ 細胞生物学 薬剤学Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 薬物治療学Ⅱ 化学療法学 医療倫理Ⅱ 医薬品情報学 免疫学 医薬品評価学 医療コミュニケーション	創薬科学 A・B
	自己研鑽・教育能力 研究能力	薬学概論Ⅱ			グローバル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ 基礎科学英語 科学英語 先端薬学実験スキルⅠ・Ⅱ 実験計画法 薬科学特別実習





# ディプロマ・ポリシー対応一覧

## 薬学部 薬学科

DP-1	医療人としての豊かな人間性、生命の尊厳と患者の人権についての深い認識、人の命と健康を守る使命感・責任感および倫理観を有する。(薬剤師としての心構え、患者・生活者本位の視点)
DP-2	生体および環境への医薬品や化学物質などの作用・影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。(基礎的な科学力)
DP-3	薬剤師として基盤となる知識を修得した上で、安全で有効な薬物療法を主体的に計画、実施、評価、管理する能力を有する。(薬物療法における実践的能力)
DP-4	情報を収集し提供する能力およびコミュニケーション能力を有し、医療機関や地域における医療チームに積極的に参画して薬剤師に求められる行動を適切にとることができる。(地域の保健・医療における実践的能力、チーム医療への参画、コミュニケーション能力)
DP-5	薬学・医療の進歩に寄与するための研究を遂行する意欲、課題発見能力、問題解決能力を有する。(研究能力)
DP-6	薬学・医療の進歩に対応するために、生涯にわたり自己研鑽を続けるとともに、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。(自己研鑽、教育能力)
DP-7	グローバルな視点を持ち、国際社会に医療人として貢献できる能力を有する。(グローバル)

履修学年	科目名	DP-1	DP-2	DP-3	DP-4	DP-5	DP-6	DP-7
1 必修	基礎有機化学		◎					
	基礎生物学 I		◎					
	基礎生物学 II		◎					
	基礎物理化学		◎					
	薬学概論 I	◎			○		○	
	薬学概論 II	◎			○		○	
	有機化学A		○					
	薬品分析化学 I		○					
	生化学 I		◎					
	生薬学		◎	○				
1 選択必修	薬用植物学		◎					
	在宅ケア概論 I	○			○			
1.2.3.4.5.6. 選択	在宅ケア概論 II	○			○			
	グローバル・コミュニケーション I							◎

2 必修	薬剤学 I		◎	○	○			
	有機化学B		◎			○		
	有機化学C		◎					
	微生物学	○	◎	◎			○	
	生化学 II		◎					
	生化学 III		◎					
	薬品物理化学		◎					
	薬品分析化学 II		○	○				
	衛生薬学 I		◎	◎				
	薬学統計学	○	◎	◎	○	◎		
	臨床医学概論 I	○	◎	◎				
	放射化学 I		◎					
	生理・解剖学 I		◎					
	生理・解剖学 II		◎					
2(後期)~3 必修	医療倫理 I	◎						
	薬理学 I		◎	○		◎		
	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・薬剤系)		◎	○		◎		
2 選択必修	薬学基礎実習(有機系)		◎					
	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理系)		◎	○		◎		
	放射化学 II		◎					
	臨床漢方学		◎					
	生物物理化学		◎					
	分子構造解析学		◎			○		
	有機電子論		◎					
	健康薬科学概論	○	○	○			○	
	薬学概論 III	◎			○		○	

3 必修	臨床医学概論 II	○	○	◎				
	薬理学 II		◎	◎				
	衛生薬学 II		◎	◎				
	細胞生物学		◎					
	薬剤学 II		◎	◎	○			
	薬剤学 III		◎	◎				
	薬物治療学 I		◎	◎				
	薬物治療学 II		◎	◎				
	化学療法学		◎	◎				
	医療倫理 II	◎		◎				○
	分子生物学		◎			○		
	医薬品情報学	◎		○	◎			○
	臨床薬学 I	◎	○	◎				
	薬理学 III		◎	◎				
免疫学	○	◎	◎					
3(後期)~4 必修	科学英語			◎	○	◎	○	◎
	有機化学D		◎			○		
3 選択必修	天然物化学		◎	○				
	生物有機化学		◎					
	創薬科学A		◎	◎				
	創薬科学B		◎					
3 選択	グローバル・コミュニケーション II							◎
	先端薬学実験スキル I					◎	◎	◎
	基礎科学英語 ※			○	○	◎	○	◎

※を付した授業科目は、早期研究室配属された者に限り履修することができる。

4 必修	薬理学 IV		◎	○				
	臨床検査学		◎					
	実践薬学 I	○	◎	◎	○			
	実践薬学 II	○	◎	◎	○			
	薬物治療学 IV		◎	◎				
	薬物治療学 V		◎	◎				
	医薬品評価学	○	◎	◎				
	薬剤学 IV	○	◎	◎		◎		
	薬事関連法規	○			○		○	
	医療コミュニケーション	○			◎		○	
	臨床薬学 II	○	○	◎				
	実務実習(事前実習)	○		○	○			
	医療実験計画法		○			◎	○	○
	4(後期)~5 必修	実務実習(病院・薬局実習)	◎	○	◎	◎	◎	◎
4 選択必修	薬物治療学 III		○	◎				
4 選択	先端薬学実験スキル II				○	◎	◎	○

5 必修	応用科学英語	○		○	○	◎	○	◎
5~6 必修	医療薬学特別実習		◎	○	○	◎	○	○
5 選択	高次臨床実務実習 I	○		○	◎	○		

6 必修	在宅医療実践学	◎	○	○	○			
6 選択	医療薬学総合演習	◎	◎	◎	◎	◎	○	
	高次臨床実務実習 II			○	◎	○		

※◎は特に重視する、○は重視する。

薬学部 薬科学科

DP-1	薬学・生命科学分野の研究者・技術者に必要とされる豊かな人間性、高い倫理観、知性を有する。(研究者・技術者としての心構え)
DP-2	化学物質の物理的及び化学的性質・生体や環境との関わり、自然が生み出す薬物、及び生体の成り立ちと機能について高度な知識を有する。(薬学の基礎知識)
DP-3	医薬品の分析法・合成法・作用機序・体内動態についての高度な知識を有し、医薬品の探索から臨床試験に至る創薬過程を包括的に理解している。(医薬品の基礎知識)
DP-4	薬学・生命科学分野の研究に必要な意欲、基本的知識と技能、および問題解決能力を有する。(研究能力)
DP-5	課題発見能力とともに、情報を主体的に収集・活用・発信することができる。(情報収集・発信能力)
DP-6	グローバルな視点を持ち、研究者・技術者として国際社会並びに地域社会に貢献する能力を有する。(地域・グローバル)
DP-7	薬学・生命科学の分野で生涯にわたり自己研鑽を続けるとともに、次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。(自己研鑽・教育能力、研究能力)

履修学年	科目名	DP-1	DP-2	DP-3	DP-4	DP-5	DP-6	DP-7
1 必修	基礎有機化学		◎					
	基礎生物学Ⅰ		◎					
	基礎生物学Ⅱ		◎					
	基礎物理化学		○					
	薬学概論Ⅰ	○		○				○
	薬学概論Ⅱ	◎					○	○
	有機化学A		◎					
	薬品分析化学Ⅰ	○	○	○				
	生化学Ⅰ		◎					
	生薬学		◎	○				
1 選択必修	薬用植物学		◎					
1.2.3.4 選択	グローバル・コミュニケーションⅠ						◎	

2 必修	薬剤学Ⅰ	○	◎	○				
	微生物学	○	◎	○	○			○
	薬品物理化学		◎	○				
	衛生薬学Ⅰ	○	◎					
	放射化学Ⅰ		◎	○				
2(後期)～3 必修	薬理学Ⅰ		◎	◎				
	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・薬剤系)		○	○	◎			○
	薬学基礎実習(有機系)		◎	○	○			
2 選択必修	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理系)		◎		○	○		
	有機化学B		○	◎				
	有機化学C		◎					
	生化学Ⅱ		◎					
	生化学Ⅲ		◎					
	薬品分析化学Ⅱ	○	○	○				
	薬学統計学	○	○	○	◎	◎		
	臨床医学概論Ⅰ	○	◎	○				
	放射化学Ⅱ		◎	○				
	生理・解剖学Ⅰ		◎					
	生理・解剖学Ⅱ		◎					
	医療倫理Ⅰ	◎						
	臨床漢方学		◎					
	分子構造解析学		◎		○			
	有機電子論		◎					
	健康薬科学概論	○	○	○				○
	生物物理化学		◎	○				
2(後期)～3 選択	薬学概論Ⅲ	◎					○	○

3(後期)～4 必修	科学英語				○	◎	◎	○
3 選択必修	臨床医学概論Ⅱ	○	○	◎				
	有機化学D		◎	○	○			
	薬理学Ⅱ		◎	◎				
	衛生薬学Ⅱ	○	◎					
	細胞生物学		◎					
	薬剤学Ⅱ	○	◎	○				
	薬剤学Ⅲ	○	◎	○		○		
	薬物治療学Ⅰ		○	◎				
	薬物治療学Ⅱ		○	◎				
	化学療法学		○	◎				
	医療倫理Ⅱ	◎		○			○	
	分子生物学		◎		○			
	天然物化学		◎	○				
	生物有機化学		◎	◎				
	創薬科学A		◎	◎				
	創薬科学B		◎	◎				
	医薬品情報学	◎		◎	○		○	
	薬理学Ⅲ		◎	◎				
	免疫学	○	◎	◎	○			○
	3 選択	基礎科学英語 ※				○	◎	◎
	先端薬学実験スキルⅠ				○	◎	○	◎
	グローバル・コミュニケーションⅡ						◎	

※を付した授業科目は、早期研究室配属された者に限り履修することができる。

4 必修	実験計画法	○	○	○	◎	◎		○
	薬科学特別実習	○	○	○	◎	◎	○	○
4 選択必修	薬剤学Ⅳ	○	○	○	◎	◎		
	医薬品評価学	○		◎				
4 選択	医療コミュニケーション	○			◎		○	
	先端薬学実験スキルⅡ				○	◎	○	◎

※◎は特に重視する、○は重視する。

# 長崎大学薬学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、薬学部（以下「本学部」という。）の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部の目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させるとともに、薬学に関する高度の専門的知識を修得させ、もって薬の専門家として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

(学科及び学科の目的)

第3条 本学部に、次の学科を置く。

薬学科

薬科学科

2 学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 薬学科は、医療薬学に関する高度の専門的知識及び技能・態度を修得させ、豊かな人格と高い倫理観を備えた薬学専門職者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。
- (2) 薬科学科は、医薬品の創製、環境衛生等に関する高度の専門的知識を修得させ、主体性と科学的創造性を備えた研究者、技術者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第4条 薬学科の教育課程は、教養教育に関する授業科目（以下「教養教育科目」という。）を第1年次から第2年次までに、専門教育に関する授業科目（以下「専門教育科目」という。）を第1年次から第6年次までに開設して編成する。

2 薬科学科の教育課程は、教養教育科目を第1年次から第2年次までに、専門教育科目を第1年次から第4年次までに開設して編成する。

(最低修得単位数)

第5条 薬学科における卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 薬科学科における卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第2のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法等)

第6条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程（平成24年規程第2号）の定めるところによる。

(専門教育科目の区分)

第7条 専門教育科目の区分は、講義科目、演習科目、実習科目、卒業研究及び自由科目とする。

(専門教育科目の名称等)

第8条 薬学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第3のとおりとする。

2 薬科学科の専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第4のとおりとする。

3 学生が他学部の専門教育科目（学部長が当該学部の長と協議の上指定した授業科目に限る。）を履修し、単位を修得した場合は、6単位を限度として、当該単位を別表第1又は別表第2に規定する専門教育科目の講義科目（選択必修）の単位数に含めることができる。

4 前条に規定する自由科目の授業科目の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第9条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間

- (2) 演習については30時間
- (3) 実習については30時間
- (4) 卒業研究については30時間  
(履修科目の登録の上限)

第10条 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて次のとおりとする。ただし、集中講義により開講される授業科目、演習科目及び実習科目については、この限りでない。

第1年次 52単位まで

第2年次 51単位まで

第3年次以降 42単位まで

2 学生が、次に掲げるすべての要件を満たした場合には、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

- (1) 前年度において、履修を登録したすべての授業科目の単位を修得していること。
- (2) 前年度において修得したすべての授業科目のグレード・ポイント・アベレージ（（評価AAの単位数×4＋評価Aの単位数×3＋評価Bの単位数×2＋評価Cの単位数×1＋評価D（失格、欠席等を含む。）の単位数×0）／履修登録単位総数）が2.8以上であること。

(履修科目の登録)

第11条 学生は、履修しようとする専門教育科目について、所定の期間に登録しなければならない。

(単位の認定)

第12条 専門教育科目の単位の認定は、考査の結果に基づいて行う。

(考査)

第13条 考査は、試験、学習報告その他の方法により行う。

2 考査は、各学期末において行う。ただし、授業科目によっては随時に行うことがある。

3 専門教育科目について、授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の受験資格を認めない。ただし、欠席の理由が忌引、病気その他やむを得ないものである場合は、届出により欠席時数を考慮することがある。

(成績評価)

第14条 成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	100～90点	AA	A以上に優れている
	89～80点	A	授業科目の到達目標以上に高度な内容を身に付けており、授業で身に付けるべき内容を十分に習得している
	79～70点	B	C以上に優れているがAに満たない場合
	69～60点	C	授業科目の到達目標を満たしており、授業で身に付けるべき最低限の内容を習得している
不合格	59点以下	D	授業科目の到達目標を満たしていない

(追試験)

第15条 忌引、病気その他やむを得ない理由により考査を受けることができなかった者に対しては、当該授業科目について追試験を行う。

2 追試験を受けようとする場合は、所定の期日までに、考査を受けることができなかった理由を証明する書類を添えて追試験願を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

(再試験)

第16条 考査に不合格となった者については、再試験を行うことがある。

(不正行為)

第17条 考查及び出席確認において不正行為を行った者に対しては、当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがある。

2 不正行為について必要な事項は、別に定める。

(薬学基礎実習の履修要件)

第18条 薬学基礎実習を履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 在学期間が1年6月以上であること。

(2) 教養教育科目及び専門教育科目を合わせて51単位以上修得していること。

(研究室配属)

第19条 次に掲げる要件を満たした者は、研究室に配属する。

(1) 在学期間が2年6月以上であること。

(2) 教養教育科目を26単位以上修得していること。

(3) 薬学科に所属する者にあつては専門教育科目の必修科目を48単位以上、薬科学科に所属する者にあつては専門教育科目の必修科目を23単位以上及び選択必修科目を17単位以上修得していること。

(4) 薬学基礎実習を履修し、単位を修得していること。

2 前項の規定にかかわらず、学生が一定の条件を満たし、在学期間2年で研究室に配属すること(以下「早期研究室配属」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

3 早期研究室配属に関し必要な事項は、別に定める。

4 第1項及び第2項により研究室に配属された者のうち、薬学科に所属するものにあつては別表第3の演習科目を、薬科学科に所属するものにあつては別表第4の演習科目を履修することができる。ただし、基礎科学英語は早期研究室配属された者に限り履修することができる。

(実務実習(事前実習)及び関連講義科目の履修要件)

第20条 薬学科の実務実習(事前実習)、実践薬学Ⅰ及び実践薬学Ⅱを履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 在学期間が3年以上であること。

(2) 教養教育科目を31単位以上修得していること。

(3) 別表第3の講義科目のうち、必修科目を59単位以上修得していること。

(4) 別表第3の実習科目のうち、第3年次までの開講科目を10単位すべて修得していること。

(特別実習及び実務実習(病院・薬局実習)の履修要件)

第21条 薬学科の医療薬学特別実習及び実務実習(病院・薬局実習)を履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 在学期間が4年以上であること。

(2) 教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。

(3) 別表第3の講義科目のうち、必修科目から77単位以上及び選択必修科目から10単位以上を修得していること。

(4) 別表第3の実習科目のうち、第4年次までに開講される必修科目を16単位すべて修得していること。

(5) 薬学共用試験(CBT及びOSCE)に合格して1年未満であること。

2 薬科学科の薬科学特別実習を履修する者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 在学期間が3年以上であること。

(2) 教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。

(3) 別表第4の講義科目のうち、必修科目28単位すべて及び選択必修科目から36単位以上を修得していること。

(4) 別表第4の実習科目のうち、必修科目を10単位すべて修得していること。

3 特別実習を履修した者は、原則として薬学科においては第6年次後期に、薬科学科においては

第4年次後期に研究発表を行わなければならない。

(卒業の要件)

第22条 薬学科に6年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 薬科学科に4年以上在学し、別表第2に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

(転学科)

第23条 学生から転学科の願い出があったときは、別に定める資格要件等による審査を行い、転学科を許可することがある。

2 転学科について必要な事項は、別に定める。

(長期履修)

第24条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第25条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 令和8年3月31日現在本学部にて在学している者については、改正後の長崎大学薬学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 薬学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区 分		授業科目の区分	最低修得単位	備 考	
教養教育 科目	教 養 基 礎 科 目	教養ゼミナール科目	1		
		情報・データサイエンス科目	4		
		健康・スポーツ科学科目	1		
		キャリア教育科目	2		
		外国語科目	英語	4	
		小 計	12		
	プ ラ ネ タ リ ー ヘ ル ス 科 目	プラネタリーヘルス入門科目	1		
		プラネタリーヘルスⅠ科目	4		
		プラネタリーヘルスⅡ科目	2		
		小 計	7		
	選 択 科 目	人文・社会科学科目	2～6		
		生命・自然科学科目	2～4		
		社会連携・キャリア教育関連科目	2～4		
		言語・異文化理解科目	2～4		
		留学支援コーディネート科目	0～2		
		小 計	12		
			計	31	
専 門 教 育 科 目	講義科目	必 修	87		
		選 択 必 修	11		
	演習科目	10			
	実習科目	36			
	卒業研究	15			
			計	159	
		合 計	190		

別表第 2

## 薬科学科の教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区 分		授業科目の区分	最低修得単位数	備 考	
教養教育 科目	教養基礎 科目	教養ゼミナール科目	1		
		情報・データサイエンス科目	4		
		健康・スポーツ科学科目	1		
		キャリア教育科目	2		
		外国語科   英語	4		
		小 計	12		
	プラネタ リーヘル ス科目	プラネタリーヘルス入門科目	1		
		プラネタリーヘルスⅠ科目	4		
		プラネタリーヘルスⅡ科目	2		
		小 計	7		
	選択科目	人文・社会科学科目	2～6		
		生命・自然科学科目	2～4		
		社会連携・キャリア教育関連科目	2～4		
		言語・異文化理解科目	2～4		
		留学支援コーディネート科目	0～2		
		小 計	12		
			計	31	
専門教育科目		講義科目	必修	28	
			選択必修	36	
		演習科目		8	
		実習科目		10	
		卒業研究		15	
		計		97	
合 計			128		

別表第3

薬学科の専門教育科目の名称，単位数及び標準履修年次

区分	授業科目名	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
講義科目	薬学概論Ⅰ	2			1
	薬学概論Ⅱ	2			1
	有機化学A	2			1
	薬品分析化学Ⅰ	2			1
	生化学Ⅰ	2			1
	生薬学	2			1
	基礎有機化学	2			1
	基礎生物学Ⅰ	1			1
	基礎生物学Ⅱ	1			1
	基礎物理化学	2			1
	薬用植物学		1		1
	在宅ケア概論Ⅰ		1		1
	在宅ケア概論Ⅱ		1		1
	グローバル・コミュニケーションⅠ			1	1・2・3・4・5・6
	薬剤学Ⅰ	2			2
	有機化学B	2			2
	有機化学C	2			2
	微生物学	1			2
	生化学Ⅱ	2			2
	生化学Ⅲ	2			2
	薬品物理化学	2			2
	薬品分析化学Ⅱ	2			2
	衛生薬学Ⅰ	2			2
	薬学統計学	2			2
	臨床医学概論Ⅰ	1			2
	放射化学Ⅰ	1			2
	放射化学Ⅱ		1		2
	生理・解剖学Ⅰ	2			2
	生理・解剖学Ⅱ	1			2
	医療倫理Ⅰ	1			2
	薬理学Ⅰ	2			2
	臨床漢方学		1		2
	健康薬科学概論		2		2
有機電子論		2		2	
分子構造解析学		1		2	
生物物理化学		2		2	
薬学概論Ⅲ			0.5	2(後期)～3	
臨床医学概論Ⅱ	1			3	
有機化学D		2		3	

薬理学Ⅱ	2			3
衛生薬学Ⅱ	2			3
細胞生物学	1			3
薬剤学Ⅱ	2			3
薬剤学Ⅲ	2			3
薬物治療学Ⅰ	2			3
薬物治療学Ⅱ	2			3
化学療法学	1			3
医療倫理Ⅱ	1			3
医薬品情報学	2			3
分子生物学	2			3
薬理学Ⅲ	2			3
免疫学	1			3
天然物化学		1		3
生物有機化学		2		3
グローバル・コミュニケーションⅡ			1	3
創薬科学A		2		3
創薬科学B		2		3
臨床薬学Ⅰ	1			3
薬剤学Ⅳ	1			4
薬理学Ⅳ	1			4
臨床検査学	1			4
実践薬学Ⅰ	1			4
実践薬学Ⅱ	1			4
薬物治療学Ⅲ		0.5		4
薬物治療学Ⅳ	2			4
薬物治療学Ⅴ	2			4
医薬品評価学	1			4
薬事関連法規	2			4
医療コミュニケーション	1			4
臨床薬学Ⅱ	2			4
在宅医療実践学	1			6
医療薬学総合演習	2			6
小計	87	21.5	2.5	
演習科目	基礎科学英語 ※		1	3
	科学英語	4		3(後期)～4
	医療実験計画法	4		4
	応用科学英語	2		5
	小計	10		1
実習科目	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・薬剤系)	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習(有機系)	3		2(後期)～3
	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理系)	4		2(後期)～3

	先端薬学実験スキルⅠ			1	3
	先端薬学実験スキルⅡ			1	4
	実務実習（事前実習）	6			4
	実務実習（病院・薬局実習）	20			4（後期）～5
	高次臨床実務実習Ⅰ			2	5
	高次臨床実務実習Ⅱ			2	6
	小計	36		6	
卒業研究	医療薬学特別実習	15			5～6
	合計	148	21.5	9.5	

備考 ※を付した授業科目は，早期研究室配属された者に限り履修することができる。

区 分	授業科目名	単位数			標準履修年次
		必修	選択必修	選択	
講義科目	薬学概論Ⅰ	2			1
	薬学概論Ⅱ	2			1
	有機化学A	2			1
	薬品分析化学Ⅰ	2			1
	生化学Ⅰ	2			1
	生薬学	2			1
	基礎有機化学	2			1
	基礎生物学Ⅰ	1			1
	基礎生物学Ⅱ	1			1
	基礎物理化学	2			1
	薬用植物学		1		1
	グローバル・コミュニケーションⅠ			1	1・2・3・4
	薬剤学Ⅰ	2			2
	有機化学B		2		2
	有機化学C		2		2
	微生物学	1			2
	生化学Ⅱ		2		2
	生化学Ⅲ		2		2
	薬品物理化学	2			2
	薬品分析化学Ⅱ		2		2
	衛生薬学Ⅰ	2			2
	薬学統計学		2		2
	臨床医学概論Ⅰ		1		2
	放射化学Ⅰ	1			2
	放射化学Ⅱ		1		2
	生理・解剖学Ⅰ		2		2
	生理・解剖学Ⅱ		1		2
	医療倫理Ⅰ		1		2
	薬理学Ⅰ	2			2
	臨床漢方学		1		2
	健康薬科学概論		2		2
	有機電子論		2		2
	分子構造解析学		1		2
生物物理化学		2		2	
薬学概論Ⅲ			0.5	2(後期)～3	
臨床医学概論Ⅱ		1		3	
有機化学D		2		3	
薬理学Ⅱ		2		3	
衛生薬学Ⅱ		2		3	

	細胞生物学		1		3
	薬剤学Ⅱ		2		3
	薬剤学Ⅲ		2		3
	薬物治療学Ⅰ		2		3
	薬物治療学Ⅱ		2		3
	化学療法学		1		3
	医療倫理Ⅱ		1		3
	分子生物学		2		3
	天然物化学		1		3
	生物有機化学		2		3
	創薬科学A		2		3
	創薬科学B		2		3
	医薬品情報学		2		3
	薬理学Ⅲ		2		3
	免疫学		1		3
	グローバル・コミュニケーションⅡ			1	3
	薬剤学Ⅳ		1		4
	医薬品評価学		1		4
	医療コミュニケーション		1		4
	小計	28	62	2.5	
演習科目	基礎科学英語 ※			1	3
	科学英語	4			3(後期)～4
	実験計画法	4			4
	小計	8		1	
実習科目	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・ 薬剤系)	3			2(後期)～3
	薬学基礎実習(有機系)	3			2(後期)～3
	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理 系)	4			2(後期)～3
	先端薬学実験スキルⅠ			1	3
	先端薬学実験スキルⅡ			1	4
	小計	10		2	
卒業研究	薬科学特別実習	15			4
	合計	61	62	5.5	

備考 ※を付した授業科目は、早期研究室配属された者に限り履修することができる。

# 薬学部教科の履修について

## I 学科の特色

### 1. 薬学科

薬学科では、患者のために高度かつ適正な薬物治療を実践し、地域医療においても責任ある役割を担う医療人として、豊かな人間性と専門知識・技能・態度を備えた高資質な薬剤師養成を目指している。そのため、外国語、情報科学、及び自主的に考え、議論し、発信する能力を養うアクティブ・ラーニングを取り入れた科目群で構成される教養教育科目に加え、有機化学、生物学、物理化学などの専門基礎科目、衛生薬学、薬物治療学、免疫学、薬剤学、医療コミュニケーション、在宅医療実践学などの臨床薬学系応用科目、及び実務実習（病院・薬局実習）、医療薬学特別実習などの修得を通じてディプロマ・ポリシーにある能力を身につけるためのカリキュラムが組まれている。

**薬学教育モデル・コア・カリキュラム**（長崎大学薬学部ホームページ→在学生の皆様へ→受講案内）

薬学教育モデル・コア・カリキュラムは、各大学が策定する「カリキュラム」のうち、6年制薬学教育において共通して取り組むべき「コア」の部分抽出し、「モデル」として体系的に整理したものである。薬学科においては、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの内容に関しては必修科目の講義ですべての内容を含め、専門性を追求するために選択必修科目と選択科目の講義で一部の内容を含めている。

### 2. 薬科学科

薬科学科では、創薬科学を基盤とする研究者や技術者として、広範な分野で活躍できる人材の育成を目指している。そのため、外国語、情報科学、及び自主的に考え、議論し、発信する能力を養うアクティブ・ラーニングを取り入れた科目群で構成される教養教育科目に加え、有機化学、生化学、物理化学、分析化学などの生命科学における専門基礎科目、創薬科学、分子生物学、天然物化学、衛生薬学、薬剤学、薬理学などの応用科目、及び薬科学特別実習などの実習科目の修得を通じてディプロマ・ポリシーにある能力を身につけるカリキュラムが組まれている。

**大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 薬学分野（4年制教育を中心として）**（長崎大学薬学部ホームページ→在学生の皆様へ→受講案内）

薬科学科で学ぶ医薬品の創製を担う創薬科学は、生命に関わる物質及びその生体との相互作用を対象とする学問である薬学の根幹をなし、生命科学の応用として展開される諸領域の中でも先端に位置づけられる。この参照基準は、そのような領域で活躍する人材を養成するための4年制薬学教育の特性として「生命倫理・研究倫理」、「物理、化学、生物を基盤とする学問体系」、「先端研究と実用化の接点」、「レギュラトリーサイエンス（医薬品・医療機器・化粧品等の品質・有効性・安全性確保のための科学的方法の研究や試験法の開発、さらに実際の規制のためのデータの作成と評価を行う評価科学）」「他分野との連携」、「グローバルな視点」、「卒業後の進路の多様性と職業的意義」を挙げている。

## II 単位制

大学は学修の修了を単位の認定によって行っている。大学を卒業するには、一定の年限内に、定められている一定数以上の単位を修得する必要がある。

1 単位とは、授業と自宅等の学習を合わせた標準45時間の学習を要する内容をもって構成されており、授業の実施形態により次のように定めている。

- 通常の講義・・・教室内での授業15時間＋自宅等での学習30時間
- 演習・・・・・・・・・・教室内での授業30時間＋自宅等での学習15時間
- 実習・・・・・・・・・・教室内での授業30時間＋自宅等での学習15時間
- 卒業研究・・・・・・・・・・教室内での授業30時間＋自宅等での学習15時間

## III 修得すべき単位数（最低修得単位数）

### 1. 薬学科

教養教育科目31単位以上、講義科目98単位以上、演習科目10単位、実習科目36単位、卒業研究15単位、計190単位以上を卒業に必要な単位数とする。

### 2. 薬科学科

教養教育科目31単位以上、講義科目64単位以上、演習科目8単位、実習科目10単位、卒業研究15単位、計128単位以上を卒業に必要な単位数とする。

## IV 履修方法

全学年に必修科目、選択必修科目、選択科目が配分されているので、まず必修科目の修得に努めること。その上で所定の選択必修科目を卒業年次までに履修すること。薬科学科の学生は卒業に必要な講義科目64単位を1～3年次で修得しておくことが望ましい。単位制であるので講義に関してはどの講義も原則として受講できるが、その選択に当たっては大学入学の目的に従って、より有意義な履修方法をとること。

薬学部卒業後の進路は多岐に渡っている。従って科目の選択に当たっては、将来の方向に関連深い科目を履修するのも一つの方法ではあるが、知識が偏ってしまうことのないよう、異なる分野の科目を選ぶことも大変有意義なことであり、将来大いに役立つものである。

講義内容を十分理解するためには選択順や組み合わせ方について考慮する必要がある。シラバス等を熟読し、各講義の担当教員とよく相談すること。

### 履修登録

履修登録は、NU-Web システムにて、前期、後期それぞれの履修登録期間に行う。1Q及び2Qのクォーター制科目は前期履修登録期間に、3Q及び4Qのクォーター制科目は後期履修登録期間に登録する。

また、薬学基礎実習3科目はすべて2年次後期に履修登録する。登録期間は、掲示により周知する。 NU-Web システム：<https://nuweb.nagasaki-u.ac.jp/>

各科目の講義内容は NU-Web システム上のシラバスで参照することができる。シラバスは下記ウェブサイトでも見ることができる。

長崎大学薬学部→在学生の皆様へ→受講案内→シラバス

## 欠席

授業を行った回数の3分の1を超えて欠席すると、その科目の考査の受験資格が認められない。ただし、欠席の理由が忌引、病気その他やむを得ないものである場合は、届出により欠席時数を考慮することがある。やむを得ない理由で欠席する場合は薬学系事務室学務担当に連絡し、欠席後3日以内（休日を除く）に欠席届を提出すること。3日以内に提出することができない場合は、事前にその理由を担当教員と学務担当にEメールにて連絡すること。なお、欠席届を提出する際は、欠席期間と欠席理由を証明する医療機関の領収書や診断書、会葬御礼のカードなどの証明書を併せて提出しなければならない。

## 補講

授業は原則として各年度に作成される時間割に準じて行われるが、やむを得ない事情で休講となることがある。その場合、定められた授業時間を確保するために別の時間に補講を行う。休講及び補講に関する情報は掲示により随時通知する。台風、積雪その他不測の事態により全学的休講措置が取られた際にも補講を行うが、通常日に行うことが困難な場合には、土曜日に補講を行うことがある。

## 再試験

考査に不合格となった者について、試験終了後から成績確定までの期間に再試験を行うことがある。再試験は担当教員の裁量のもと行われるものであり、すべての科目について行われるものではない。

## 再履修

履修すべき授業科目のうち、不合格となった科目については、次年度以降に「再履修」する。

## 選択科目

選択科目のグローバル・コミュニケーションⅠ及びⅡは外国語科目で、Ⅰでは国際交流事業への参加を単位として認定し、Ⅱでは英語検定試験の受験を支援する。薬学部専門教育における選択科目は卒業要件に含まれない。

## 自由科目

他の学科に属する専門教育科目を履修する場合は、事前に学務担当で手続きをして当該専門教育科目担当教員の許可を受けた後自由科目として履修する。なお、自由科目の認定単位は、卒業に必要な単位には認めない。

## V 履修科目の登録の上限

単位制度を厳格に運用するために、履修登録単位数に制限が設けてある。この目的は、自主的に学習する時間を増やし、教育効果を高めることにある。従ってこの制度を十分活用して、自宅等での予習復習を充実させ授業に望むこと。

- 履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として、1学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて、第1年次にあっては52単位まで、第2年次にあっては51単位まで、3年次以降にあっては42単位までと定めてある。ただし、集中講義により開講される授業科目、演習科目及び実習にあっては、この限りでない。
- 所定の単位を優れた成績をもって修得したと学部長が認めた学生については、上記に定められた単位数を超えて履修科目の登録を行うことができる。

## VI 試験成績の発表

試験の成績は、前期、後期それぞれに NU-Web システムにて確認すること。

学業成績確認後、成績結果に疑義がある場合は、教養教育科目にあつては成績疑義受付期間に教養教育事務室に申し出ること。専門科目にあつては成績の公表日から3日以内に「成績の疑義申立て書」を薬学系事務室学務担当へ提出すること。

## VII 不正行為に関する措置

考査において、不正行為を行った者には、長崎大学薬学部規程第17条に基づき「薬学部の考査等に係る学生の不正行為の取扱いに関する内規」(P. 39参照)により必要な措置を行う。

不正行為の事実が認定された場合、同内規に規定するとおり、その期に履修した薬学部のすべての授業科目についてその考査を無効とし、薬学部の単位として認めない取扱いとなる。

なお、第1クォーター(又は第3クォーター)の考査で不正行為が確認された学生に対する措置については、前期(又は後期)及び第2クォーター(又は第4クォーター)の履修科目を含めてその考査を無効とし、第2クォーター(又は第4クォーター)の考査で不正行為が確認された学生に対する措置については、前期(又は後期)及び第1クォーター(又は第3クォーター)の履修科目を含めてその考査を無効とする。

## VIII 転学科

本学部での転学科を希望する学生については、転学科を希望しようとする学科に欠員がある場合に限り、次の資格要件等を審査し、転学科を許可することがある。

学生から転学科の願い出があったときは、大学入学後の1年次及び2年次の必修科目及び予め指定した科目(薬科学科は、有機化学B、有機化学C、生化学Ⅱ、生化学Ⅲ、薬品分析化学Ⅱ、薬学統計学、臨床医学概論Ⅰ、生理・解剖学Ⅰ、生理・解剖学Ⅱ、医療倫理Ⅰの10科目。薬学科は指定科目なし。)の成績から審査のうえ、決定する。

- ① 対象者は、各学科の学生定員のうち若干名とする。
- ② 2年次から3年次への進級時において行う。
- ③ 学校推薦型選抜により入学した学生は対象としない。
- ④ 薬科学科から薬学科への転学科は、2年次後期末時点で
  - ・全必修科目並びに生理・解剖学Ⅰ及びⅡを修得していること
  - ・生理・解剖学Ⅰ及びⅡを除き、未修得の指定科目が1科目以内であること
  - ・通算GPAが2.8以上であることを条件とする。

※在学できる期間について、薬科学科から薬学科への転学科を2年次から3年次進級時に許可された学生は、転学科後は、8年間までしか在学できない。また、転学科後の休学は、4年間までしかできない。

## IX ポートフォリオ

「ポートフォリオ」とは、本来、持ち運び可能な書類入れやファイルなどを意味する。教育の現場では、例えば、学生の学修に関わる成果物を集めて、自分の歩み、成長の過程を一元化して管理しておくものを指す。ポートフォリオにより、自己の活動記録が残っていれば、「過去の自分」と「現在の自分」を比較し、自己評価することで、「今何をやるべきか」「どのようにやるのか」などがわかり、次のステップへ進みやすくなる。

長崎大学では、学修成果やキャリアへの歩みなどに関して「学修ポートフォリオ」として提供し、記録やその評価を支援している。学生は、各学期終了後の一定期間に、学修の積み重ねや省察などを入力する。さらに、学生のサポーターというポジションから、メンター（支援教員等）が学生の自己評価に「フィードバック」する。

研究室配属後は、研究室の指導教員がメンターとなる。学生は、卒業研究の進捗状況および成果を各学期終了後にポートフォリオに保存する。最終的に、卒業論文を学生がポートフォリオに保存し、主任指導教員が評価する。

## X 講義時のマナーについて

講義中は、担当教員の指示もしくは許可があった場合を除き、以下の行為は原則禁止とする。

- 講義の撮影・録画・録音
- 講義中の飲食（給水は可）
- 帽子の着用（配慮者除く）

## XI 薬学部総合評価について

「下村脩博士記念成績優秀者賞」の授与及び「マイスター制度」の認定は、下記の要件を中心にして、総合評価に基づいて行う。

「下村脩博士記念成績優秀者賞」

- ポートフォリオの入力率が 100%であること。
  - 学部長指定のボランティア（薬学科 3 回以上、薬科学科 2 回以上）を実施していること。
- 上記 2 項目を満たす者の中から薬学独自スコアに基づく各学科上位 10%程度を表彰する。

「マイスター制度（科学実験マイスター、臨床研究マイスター）」

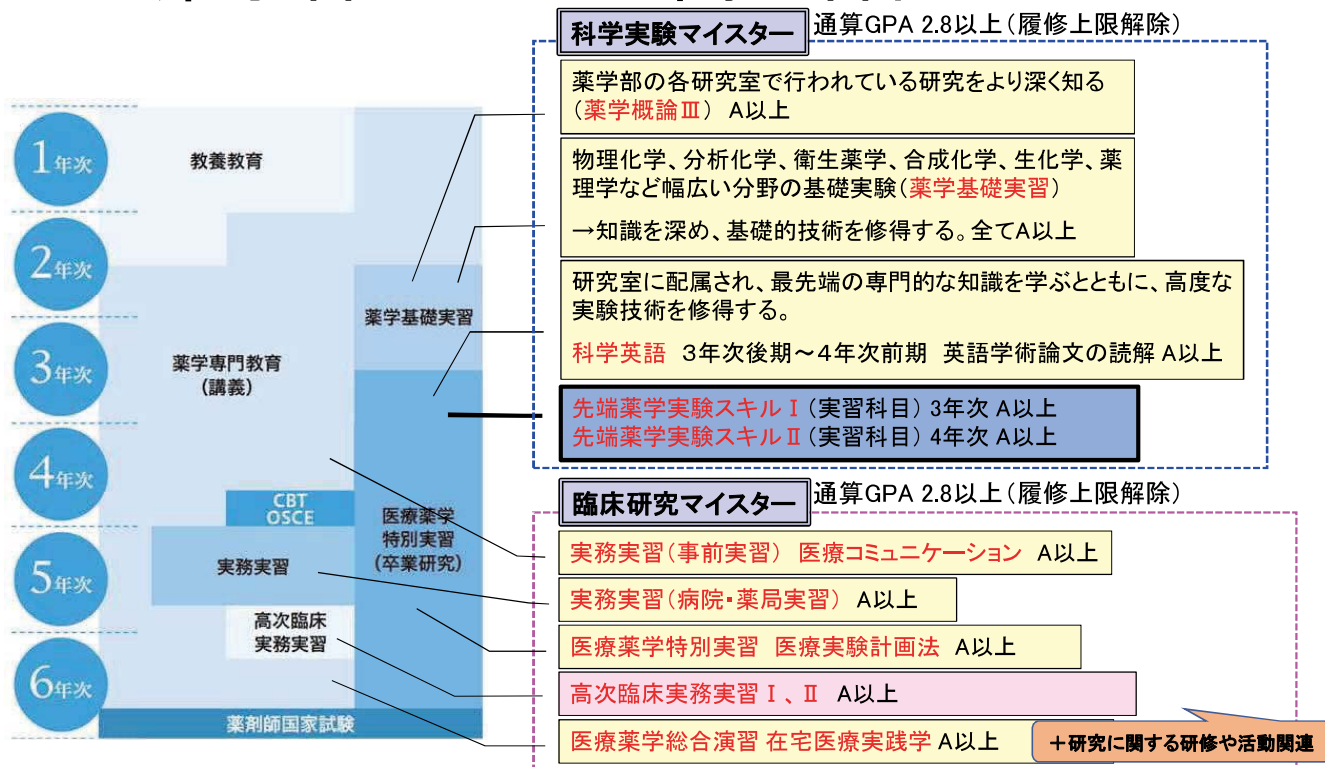
- ポートフォリオの入力率が 100%であること。
  - 学部長指定のボランティア（薬学科 3 回以上、薬科学科 2 回以上）を実施していること。
- 上記 2 項目を満たす者の中から科学実験マイスターについては、マイスター関連科目を修得していること。臨床研究マイスターについては、マイスター関連科目の修得かつ、研究に関する研修や活動関連※を行っていること。マイスター関連科目の詳細は次ページのとおりに。

※研究に関する研修や活動関連の要件は以下のとおりである。

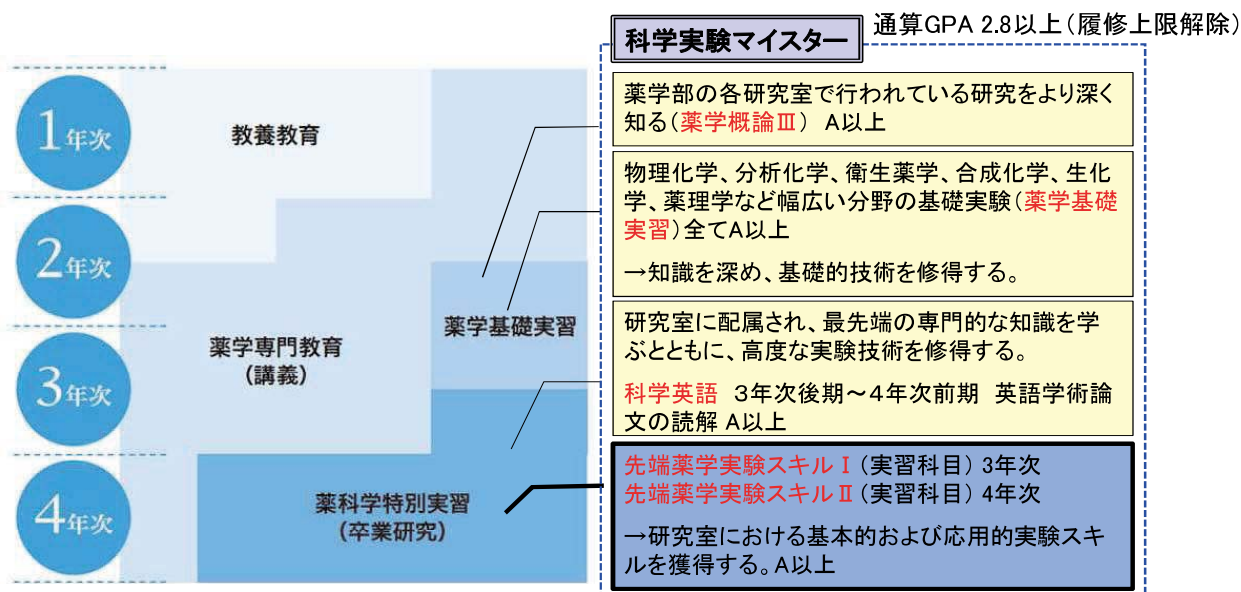
- 「育薬研究センター若手シンポジウム」での発表：1 回以上
- 「薬学フォーラム」あるいは「卒業生講演会」あるいは「長崎県薬剤師学術大会」への出席：4 年次から 6 年次の間に 1 回以上
- 学外での研究成果発表：以下のいずれか 1 つを満たす必要がある。
  - 学会発表（筆頭）1 回
  - 欧文原著論文（共著可）1 報研究室主任の判断で知財に関連する研究で学外発表が難しいと認められる場合は、研究室主任の申請により認証評価を実施する。

※懲戒処分を受けた者や考査の不正行為などを行った者は、上記の認定対象外とする。

# 薬学科 **マイスター** 関連科目



# 薬科学科 **マイスター** 関連科目



【薬学科 履修専門科目一覧】

区分	専門			
	講義名	単位数	講義名	単位数
1 年次	薬学概論Ⅰ	2	基礎有機化学	2
	薬学概論Ⅱ	2	基礎生物学Ⅰ	1
	有機化学A	2	基礎生物学Ⅱ	1
	薬品分析化学Ⅰ	2	基礎物理化学	2
1 年次	生化学Ⅰ	2		
	生薬学	2		
	薬用植物学	1		
	◎在宅ケア概論Ⅰ	1		
2 年次	◎在宅ケア概論Ⅱ	1		
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1		
	薬理学Ⅰ	2	衛生薬学Ⅰ	2
	有機化学B	2	薬学統計学	2
2 年次	有機化学C	2	臨床医学概論Ⅰ	1
	微生物学	1	放射化学Ⅰ	1
	生化学Ⅱ	2	生理・解剖学Ⅰ	2
	生化学Ⅲ	2	生理・解剖学Ⅱ	1
2 年次	薬品物理化学	2	医療倫理Ⅰ	1
	薬品分析化学Ⅱ	2	薬理学Ⅰ	2
	薬学基礎実習(有機系)※1	3	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・薬剤系)※1	3
	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理系)※1	4		
3 年次	放射化学Ⅱ	1	有機電子論	2
	◎臨床漢方学	1	分子構造解析学	1
	健康薬科学概論	2	生物物理化学	2
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎薬学概論Ⅲ	0.5
3 年次	臨床医学概論Ⅱ	1	化学療法学	1
	薬理学Ⅱ	2	医療倫理Ⅱ	1
	衛生薬学Ⅱ	2	医薬品情報学	2
	細胞生物学	1	分子生物学	2
3 年次	薬剤学Ⅱ	2	薬理学Ⅲ	2
	薬剤学Ⅲ	2	免疫学	1
	薬物治療学Ⅰ	2	臨床薬学Ⅰ	1
	薬物治療学Ⅱ	2	科学英語※2	4
4 年次	有機化学D	2	創薬科学A	2
	天然物化学	1	創薬科学B	2
	生物有機化学	2		
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	基礎科学英語☆	1
4 年次	◎グローバル・コミュニケーションⅡ	1	◎先端薬学実験スキルⅠ☆	1
	薬剤学Ⅳ	1	薬物治療学Ⅳ	2
	薬理学Ⅳ	1	薬物治療学Ⅴ	2
	臨床検査学	1	医薬品評価学	1
5 年次	実践薬学Ⅰ	1	薬事関連法規	2
	実践薬学Ⅱ	1	医療コミュニケーション	1
	医療実験計画法	4	臨床薬学Ⅱ	2
	実務実習(事前実習)	6		
5 年次	◎薬物治療学Ⅲ	0.5		
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎先端薬学実験スキルⅡ☆	1
6 年次	応用科学英語	2	実務実習(病院・薬局実習)	20
	医療薬学特別実習(5~6年次継続)	15		
6 年次	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎高次臨床実務実習Ⅰ	2
	医療薬学特別実習(5~6年次継続)	15	在宅医療実践学	1
6 年次			医療薬学総合演習	2
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎高次臨床実務実習Ⅱ	2



卒業後の進路: 病院・調剤薬局の薬剤師、  
大学院に進学し、将来、先端医療の臨床薬剤師や大学教員など

学校推薦型選抜Ⅱ(地域医療枠)

卒業後の進路: 長崎大学病院あるいは薬学部が推薦する病院、薬局の薬剤師、  
長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程に進学

学校推薦型選抜Ⅱ(薬学研究枠)

卒業後の進路: 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程に進学

【薬科学科 履修専門科目一覧】

区分	専門			
	講義名	単位数	講義名	単位数
1 年次	薬学概論Ⅰ	2	基礎有機化学	2
	薬学概論Ⅱ	2	基礎生物学Ⅰ	1
	有機化学A	2	基礎生物学Ⅱ	1
	薬品分析化学Ⅰ	2	基礎物理化学	2
1 年次	生化学Ⅰ	2		
	生薬学	2		
	薬用植物学	1		
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1		
2 年次	薬剤学Ⅰ	2	衛生薬学Ⅰ	2
	微生物学	1	放射化学Ⅰ	1
	薬品物理化学	2	薬理学Ⅰ	2
	薬学基礎実習(有機系)※1	3	薬学基礎実習(物理・分析・衛生・薬剤系)※1	3
2 年次	薬学基礎実習(生物・微生物・薬理系)※1	4		
	有機化学B	2	生理・解剖学Ⅰ	2
	有機化学C	2	生理・解剖学Ⅱ	1
	生化学Ⅱ	2	医療倫理Ⅰ	1
2 年次	生化学Ⅲ	2	◎臨床漢方学	1
	薬品分析化学Ⅱ	2	健康薬科学概論	2
	薬学統計学	2	有機電子論	2
	臨床医学概論Ⅰ	1	分子構造解析学	1
3 年次	放射化学Ⅱ	1	生物物理化学	2
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎薬学概論Ⅲ	0.5
	科学英語※2	4		
	臨床医学概論Ⅱ	1	医療倫理Ⅱ	1
3 年次	有機化学D	2	分子生物学	2
	薬理学Ⅱ	2	天然物化学	1
	衛生薬学Ⅱ	2	生物有機化学	2
	細胞生物学	1	創薬科学A	2
3 年次	薬剤学Ⅱ	2	創薬科学B	2
	薬剤学Ⅲ	2	医薬品情報学	2
	薬物治療学Ⅰ	2	薬理学Ⅲ	2
	薬物治療学Ⅱ	2	免疫学	1
4 年次	実験計画法	4		
	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	基礎科学英語☆	1
4 年次	◎グローバル・コミュニケーションⅡ	1	◎先端薬学実験スキルⅠ☆	1
	薬理学Ⅳ	1	医療コミュニケーション	1
4 年次	◎グローバル・コミュニケーションⅠ	1	◎先端薬学実験スキルⅡ☆	1



卒業後の進路: 製薬企業の医療情報担当者や医薬品販賣員や食品関連企業の技術者、  
大学院に進学し、将来、製薬企業の研究者、大学の教員など

学校推薦型選抜Ⅱ

卒業後の進路: 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程に進学

※1: 薬学基礎実習は、2年次後期履修登録期間において履修登録すること。  
※2: 科学英語は、3年次後期履修登録期間において履修登録すること。

☆の科目は、履修制限あり。  
◎の科目は、学校推薦型選抜Ⅱで入学した学生に履修を推奨する。

## XII 薬学共用試験の実施内容について（薬学科）

6年制薬学教育では、これまでの見学型実務実習から参加型の長期実務実習を目指している。

参加型の長期実務実習では、薬剤師免許を持たない学生が調剤業務や服薬指導を学ぶ（体験する）ことになるため、違法性の阻却と社会への説明責任を果たし、学生の質を保証することを目的として全国で薬学共用試験が行われる。

### ◎ CBT (Computer-Based Testing) : <知識及び問題解決能力の評価>

薬学科4年生の後半に実施される試験で、コンピューターを使ってそれまでに学習した全ての領域から出題される、選択肢から正しいもの（まれに誤っているもの）を選ぶ形式の総合試験である。

試験はプールされている問題から無作為に出題されるため、受験者ごとに異なる問題が出題される。

試験の形式は五肢択一で、出題数は受験者あたり310題（1題あたり約1分）。

### ◎ OSCE (Objective Structured Clinical Examination) : <技能・態度の評価>

薬学科4年生の後半に実施される試験で、実技試験を用いて、技能や態度を評価する試験である。

試験は6ステーション（1. 患者応対、2. 薬剤の調剤（散剤）、3. 薬剤の調剤（水剤等）、4. 調剤監査、5. 無菌操作の実践、6. 情報の提供）で行われる。

各ステーションでは、学生1人あたり5～10分程度の課題が与えられる。

※ これらの試験は事実上、5年生の長期実務実習を履修するための大きな関門であり、この壁を越えなければ長期実務実習を行うことはできない。



# 長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日

学 長 裁 定

改正 平成21年7月24日

改正 平成26年2月20日

改正 平成27年1月29日

改正 平成30年1月16日

改正 令和元年7月16日

改正 令和2年9月15日

改正 令和5年6月6日

改正 令和7年12月16日

## 1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成16年学則第1号）（以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号）（以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故及び交通違反
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

## 3 懲戒の種類及び内容

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
  - (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は本学学生としての活動を禁止する。
  - (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
- なお、懲戒の内容とは、停学の期間等の具体的な情報を指す。

## 4 懲戒の要否等の決定、種類及び内容の判断

懲戒の要否を決定するに当たっては、学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要がある。

また、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、次の各号に従い、原因行為の「悪質性」と結果の「重大性」を総合的に勘案し、過去の具体例を参照し、教育的配慮を加えた上で決定するものとする。

なお、学生に課される不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

### (1) 懲戒の目安

事件・事故の懲戒についての目安を以下に示す。ただし、交通事故及び交通違反による懲戒の目安に関しては、別途(2)に示す。

- ① 事件・事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合

退学又は停学

- ② 事件・事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合

停学又は訓告

- ③ 事件・事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

訓告

- ④ 前①，②，③のいずれにも該当しない場合

懲戒処分とせず，学部，研究科，学環及び留学生教育・支援センター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長による厳重注意等）を行う。

- (2) 交通事故及び交通違反による懲戒の目安

交通事故及び交通違反による懲戒の目安を別表に示す。ただし，当該事故・違反の態様に応じて個別に判断するものとし，必ずしも別表に示す懲戒を課すものではない。

- (3) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」（「悪質」又は「特に悪質」）の有無，加害者たる学生の当該行為に対する態度，行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断する。

- (4) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は，精神的損害を含めた人身損害，物的損害の有無，その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断する。

- (5) 停学期間の目安

1か月以上の停学は原因行為が「特に悪質」な場合で，その結果に重大性が認められる場合に限る。

- (6) 過去に懲戒処分等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒処分を受け又は学部等の指導を受けた者が，懲戒に相当する行為をした場合は，通常の処分を超える重い処分をすることができる。

## 5 懲戒の手続き

学生の懲戒については，以下の手続きに則って行う。

なお，実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしない。

（事件・事故等の報告及び調査等）

- (1) 学生は事件・事故を起こした場合，学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。

- (2) 学部等の長は，学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故が発生した場合，当該学生からの事情聴取等により事実関係の調査を行い，速やかに学生委員長に報告する。

ただし，当該学生の心身の故障，身柄拘束，長期旅行その他の事由により事情聴取が行えない場合は，代替の措置をとることができる。また，必要と判断されれば，事実調査の際に支援者等を同席させる等の配慮を行う。

また，当該学生のメンタルヘルスに留意し，必要に応じてカウンセリングの要否を確認する等の配慮を行う。

- (3) 学生支援部は，必要に応じて諸機関から事実関係の調査を行い，その結果を逐次，学生委員長に報告するとともに，関係学部等と情報共有を行う。

(4) 学生委員長は、当該事件・事故の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

(5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件・事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6) 学生支援部は、懲戒の審議に先立ち、当該学生に審議の対象となる行為を告知し、意見陳述の希望の有無を確認する。これらの実施が困難な場合は、他の適切な方法により行う。

(7) 学生委員会は、当該学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。

なお、当該学生が意見陳述を希望する場合、学生委員長は、当該学生に対して意見陳述の機会を与える。

(8) 学生委員長は、学生委員会での審議に先立ち、調査小委員会を設置することができる。調査小委員会の構成員は、審議の都度、学生委員長が学生委員会委員から指名する。学生委員会及び調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査報告について、必要に応じて説明及び再調査を求めることができる。

(9) 学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告する。

(10) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(11) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(12) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

(13) 懲戒処分の告知は、学部等の長が当該学生及び保証人に対して、別に定める懲戒処分書を交付することにより行う。ただし、以下の場合、他の適切な方法により行う。

- ① 学部等の長による告知が困難である場合
- ② 文書の交付による告知が困難である場合
- ③ その他、他の方法による告知が適切と考えられる場合

(14) 懲戒処分の発効日は、当該学生に懲戒処分の告知が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

(15) 当該学生は、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内に文書により懲戒処分に対する異議申し立てをすることができる。この場合、学長は、学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。

なお、再審議の期間は、懲戒の効力を妨げないものとする。

(16) 14日以内に懲戒処分に対する異議申し立てをすることができない特別の事

情が文書により明確に示された場合には、学生委員会の議を経て、懲戒処分の発効日の翌日から起算して30日以内を限度として異議申し立てを認めることができる。

## 6 懲戒処分の執行等

懲戒処分の執行等については、以下の各号に従う。

### (1) 停学処分の区分

停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。

- ① 有期停学は、6か月未満の期限を付すものとする。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

### (2) 停学処分の解除

#### ①有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分を解除することが妥当であると判断したときは、学部等の長からの「学生の停学処分解除申請書」の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。この場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

#### ②無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行う。

イ 学長は、学部等の長からの申請があった場合、無期停学の処分解除について検討が必要であると判断したときは、学生委員会に審議を求めることができる。

ウ 学長は、学生委員会の答申を踏まえ、教育研究評議会の議を経て、停学処分解除の可否を決定する。その後学部等の長に審議結果を通知する。

エ 通知に基づき学部等の長は、当該学生及び保証人に対して文書により無期停学の処分解除を通知する。

### (3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、その必要性を考慮の上、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができる。この場合において、謹慎の期間は、1か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を禁止する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

謹慎期間がある場合は、学生委員会における懲戒処分の審議の際に謹慎期間の停学期間への算入の可否についても審議を行い、その結果を学長に報告する。

また、学部等の長は、謹慎期間の停学期間への算入の有無及び日数を考慮のうえ懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

### (4) 懲戒処分と自主退学・休学

- ① 学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の発効前に自主退学又は休学の申請があった場合には、これを受理しない。
- ② 休学中の学生に対して停学処分が決定された場合には、当該停学処分の発効の日をもって当該学生の休学許可を取り消す。

## (5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当する。なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健センター等と協力して行う。

## 7 懲戒処分に関する情報の非公開

懲戒処分に関する情報の取扱いについては、以下の各号に従う。

### (1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学生番号、懲戒の内容は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。また、前述の情報に当たらないものでも、懲戒処分を受けた学生が特定される恐れがある情報及び本学での教育に支障が出る情報は非公開情報として取り扱う。

ただし学長が必要と認めたときは、この限りでない。

### (2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等には、懲戒の有無、その種類及び内容等を記載しないことを原則とする。

### (3) 注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合

学生に対する注意喚起・啓発のために過去の懲戒事例を挙げる場合、公開する情報は「懲戒事由」及び「懲戒の種類」のみとする。ただし、それにより懲戒処分を受けた学生個人が特定されないよう配慮する。

なお、掲載事例とするかの可否及び内容等については、個別の懲戒処分における各審議の都度、個人特定の恐れ、被害者への影響等を考慮して検討を行う。この際に考慮すべき事項を「懲戒処分に関する情報の取扱いに係るガイドライン」に示す。

#### 附 則

この指針は、平成20年9月26日から実施する。

#### 附 則

この指針は、平成21年7月24日から実施する。

#### 附 則

この指針は、平成26年2月20日から実施する。

#### 附 則

この指針は、平成27年1月29日から実施する。

#### 附 則

この指針は、平成30年1月16日から実施する。

#### 附 則

この指針は、令和元年7月16日から実施する。

#### 附 則

この指針は、令和2年9月15日から実施する。

#### 附 則 (令和5年6月6日制定)

この指針は、令和5年7月1日から実施する。

#### 附 則

この指針は、令和7年12月16日から実施する。

別表（４（２）関係）

交通事故及び交通違反による懲戒の目安

	交通事故及び交通違反の内容	懲戒の目安
1	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転、危険運転等、特に悪質な場合	退学
2	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等、特に悪質な場合	退学又は停学
3	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為等、特に悪質な交通法規違反	退学、停学又は訓告
4	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告

## 薬学部の考査等に係る学生の不正行為の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、長崎大学薬学部規程（以下「規程」という。）第17条の規定に基づき、薬学部の考査及び出席確認(管理システム等)において不正行為を行った学生（以下「不正行為学生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この内規は、薬学部の授業科目を履修するすべての学生を対象とする。

(不正行為となる範囲)

第3条 不正行為となる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 薬学部の考査における不正行為が発覚した場合。なお、薬学部の考査とは、試験、学習報告その他の方法により各学期末の試験期間又は随時に行われるもので、薬学部授業計画書（シラバス）の成績評価の方法欄に掲載されたものとする。
- (2) 出席確認(管理システム等)における不正行為を行った場合、授業担当教員の裁量によってペナルティーが与えられることもある。

(処置内容)

第4条 不正行為学生に対する処置は、その期に履修した薬学部のすべての授業科目についてその考査を無効とし、薬学部の単位として認めない取扱いとする。

(不正行為の届出)

第5条 授業担当教員は、薬学部の考査において不正行為の疑いがあると判断した場合は、所定の報告書により薬学部教務委員長（以下「委員長」という。）に届け出るものとする。

(事情聴取)

第6条 薬学部の考査において不正行為の疑いがある学生に対する事情聴取は、授業担当教員の立会いの下に、委員長又は委員長の付託を受けた者（以下「事情聴取者」という。）が行う。

(事実認定)

第7条 薬学部の考査において不正行為に係る事実認定は、事情聴取者による事情聴取の結果を基に、薬学部教務委員会を経て、薬学部教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(異議申立て)

第8条 前条の規定による事実認定に不服がある学生は、薬学部長（以下「学部長」という。）から告知を受けた日から2週間以内に文書により教授会に異議申立てを行うことができる。

2 教授会は、前項の異議申立てがあった場合、必要な調査を行った上、改めて事実認定を行うものとする。

(決定及び通知)

第9条 前条の所定の期日までに異議申立てがなかった場合又は異議申立てに基づく事実認定においても不正行為があったと認定された場合、学部長は、認定内容及び第4条の処置内容を決定の上、文書により不正行為学生に通知するものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月22日から施行する。

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

# 在学中の注意事項

## I 学生証

学生証（IDカード）は登学の際は常に携帯すること。学生証を呈示できないときは学内施設、物品等を使用することができない。学生証は、入学時に交付する。紛失・破損したときは直ちに、「長崎大学のホームページ→教育・学生生活→学生生活→証明書発行→各種証明書の発行→学生証の再発行」に従い再交付の手続きをとること。

## II 各種証明書

種々の証明書が必要な時は別添「諸手続一覧」により学生支援センター又は薬学系事務室学務担当に申し出ること。

JR、電車、バス、船等を通学に利用する人は、定期券購入の際、通学証明書が必要なので薬学系事務室学務担当に申し込んで交付を受けること。

定期券の利用区間は、自宅と大学のそれぞれの最寄りの駅、バス停、電停までとする。

## III 旅客運賃割引証（学割証）

帰省あるいは実験実習、課外活動などで旅行をする場合に使用するもので枚数は1人年間10枚以内となっている。なお、学割証の有効期間は3ヶ月以内となっている。

学割証を使用するときは必ず学生証を携帯すること。また、次のような場合は、不正使用として普通運賃のほかに、倍額の追徴金を徴収されるばかりでなく、本学学生全体の使用停止措置がとられることもあるので特に注意すること。

- (1) 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入使用したとき。
- (2) 名義人が乗車券を購入して、これを他人に使用させたとき。
- (3) 無効の学生証で乗車券を購入したとき。

## IV 住所変更届等

転居、改姓、転籍又は保証人等で入学時に提出した書類に変更が生じたときは、その都度、薬学系事務室学務担当に届け出ること。

この届けを怠ると、本人又は保証人に緊急な要件が生じた場合に連絡がとれず、不利益を被る恐れがある。

## V 講義室、研究室、セミナー室等の使用

講義室、研究室、セミナー室等の使用については、研究室主任が全責任をもってこれに当たる。

自宅にネットワーク環境が整っておらず、オンライン授業等の受講に支障をきたす場合は、開放されている薬学部自習室及び教養教育講義室を使用することができる。開放されている講義室については、薬学系事務室学務担当及び教養教育事務室からの通知にて確認すること。

## VI 集会及び施設の使用について

講義室、その他を集会等のため使用する場合は、薬学系事務室学務担当に申し出ること。

## VII 学部からの連絡事項について

学生に対する諸連絡事項は掲示または NU-Web 掲示板により行うので、最低1日1回は掲示を見ること。

## VIII 学生相談について

1. 薬学部では、学生からの種々の相談に応じるために、学年毎に「メンター（支援教員）」を設けている。メンターは1年次生から研究室配属までは初年次セミナー担当教員、研究室配属後は指導教員が担当する。なお、学校推薦型選抜Ⅱ（薬学科・薬学研究枠）の入学者は、初年次セミナー担当教員に加えて研究特別メンターを設けている。

令和8年度の1年次生のメンターは以下の初年次セミナー担当教員である。

担 任	所属研究室	連絡先 (E-mail)
金子 雅幸 (教授)	創薬薬理学	m-kaneko@nagasaki-u.ac.jp
廣田 豪 (教授)	実践薬学	
都田 真奈 (教授)	臨床研究薬学	mana-t@nagasaki-u.ac.jp
澗 靖史 (准教授)	薬品分析化学	fuchi@nagasaki-u.ac.jp
鎌田 瑠泉 (教授)	機能性分子化学	rkamada@nagasaki-u.ac.jp
山本 耕介 (准教授)	医薬品合成化学	kyamamoto@nagasaki-u.ac.jp

2. 「学生何でも相談員」「ハラスメント相談員」等も配置している。これらは、「長崎大学のホームページ→教育・学生生活→学生生活→相談窓口→学生何でも相談窓口案内」に掲載している。

3. 保健センターにカウンセラーを配置しており、事前に予約をすればカウンセリングを受けることができる。保健センター 095-819-2211

## IX 団体の設立について

学生がクラブ活動などのため団体を設立するときは、顧問教員を定めて、団体設立願を学生支援センターに提出し許可を受けること。継続のときは1年ごとに4月末日までに継続願を提出すること。

## X 掲示について

学生が学部内に掲示をするときは、薬学系事務室学務担当に申し出て許可を受けること。

## **XI 保健管理について**

毎年1回（春）定期健康診断が保健センターで実施されるので必ず受診すること。特に4年次生や6年次生は就職試験を受験する場合、健康診断書が必要となるので注意すること。

実習中及び課外活動中に負傷した場合は、保健センターを通じて長崎大学病院又は指定の外科医院で治療を受けられる。小さな怪我でも薬学系事務室学務担当まで申し出ること。

薬学科生には、受入実習施設（病院・薬局）の規則により、ウイルス抗体検査と必要であればワクチン接種を義務付けている。1年次の後期に開講する早期体験学習の前（6月末まで）に予防接種歴証明書を提出すること。なお、麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜの各接種回数が2回未満の場合は、他の医療機関でワクチン接種を受けること。また、4年次にB型肝炎ウイルス(HB)抗体検査を実施する。抗体陰性者は自費により薬学部でHBワクチン接種を受けること。

## **XII 学生教育研究災害傷害保険について**

学生傷害保険については、入学時に（財）日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に原則として全員が加入すること。この保険により、実験・実習及び課外活動中の傷害事故、登下校時の経路中での傷害事故、その他の傷害事故について傷害保険金が支払われる。

事故に遭ったら、直ちに学生支援センター及び薬学系事務室学務担当へ連絡すること。

## **XIII 下宿・アパート・アルバイトの紹介**

下宿・アパート・アルバイトの紹介は長崎大学生活協同組合で取り扱っている。

## **XIV 郵便物の受渡し**

学生宛の郵便物があれば、その都度掲示又は連絡するので、学生証を呈示して薬学系事務室学務担当で受領すること。

## **XV 海外渡航について**

留学または私事により海外渡航する場合は、必ず、海外渡航システム上にて事前（渡航2週間前）に渡航情報を入力・申請の上、指導教員（メンター教員）から承認をもらうこと。また、帰国後は速やかに、海外渡航システム上にて「帰国届」を登録すること。なお、長崎大学留学プログラムに参加する場合は、事前に指導教員（メンター教員）へ連絡すること。

○海外渡航システムは NU-Web 内からログイン可能

## **XVI 時間外学習・研究の許可制について**

平日の午後10時から翌日の午前6時の間、及び、教員のいない土曜・日曜・祝日等（お盆休み、年末年始を含む）の休業日は、薬学部棟内（歯学部にある薬学部施設を含む）の講義室、研究室、自習室等の利用はできない。

上記の時間帯にやむを得ず利用する場合は、事前に指導教員等の許可を得ること。

## XVII 緊急時の対応について

○休日・夜間時の緊急連絡先

**守衛室 外線 095-819-2057 (内線 2057、3018)**

【火災発生時】	長崎北消防署 095-848-0119
【不審者・不審物】	文教地区：(株) 全日警 095-825-1653 坂本地区：(株) ガードサービス長崎 095-855-1100
【エレベーター故障】	三菱電機ビルテクノサービス 095-823-1259

○火災発生時

1. 「火事だ」と大声で周囲の人たちに知らせる。
2. 廊下にある火災報知器のボタンを押す。
3. 火災の場所と状況を消防署へ通報する (119)。
4. 文教キャンパスの場合：守衛室 (内線 2057、外線 095-819-2057)、坂本キャンパス及び大学病院の場合：防災センター (内線 (病) 2576、外線 095-819-7788) へ連絡する。
5. 周辺の者が中心となり初期消火が可能であれば試みる。
6. 負傷者、行方不明者の有無を確認し、救助が可能であれば試みる。
7. 負傷者 (軽傷) がいる場合は、保健センター (内線 2213、外線 095-819-2213) へ連絡する。(時間外は、大学病院救命救急センター (外線 095-819-7765) へ連絡する。)
8. 火災発生状況などを担当教授等へ連絡する。
9. 同様に薬学系事務室 (内線 3251、外線 095-819-2415) へも連絡する。
10. 腰より火が高く上がっている場合や消火が不可能であれば、直ちに安全な場所へ避難する。避難時は、エレベーターは使用しない。

○地震発生時

1. ガス及び高圧ボンベの元栓を閉め、火を消す。
2. 扉を開け、避難口を確保する。
3. ガラス窓付近の人は、離れる。
4. 机の下など安全な場所に避難し、ゆれが収まるのを待つ。あわてて外に飛び出さない。
5. ゆれが収まったら、電気や消せなかった火を消す。ガスの元栓を閉める。火災発生の有無を確認し、グラウンドへ避難する。避難時は、エレベーターは使用しない。
6. 避難後、余裕があれば負傷者の有無を確認し、救助できるならば救助に向かう。その際は、必ず2人一組で行動する。
7. 担当教授等に負傷者、行方不明者などを連絡する。
8. 同様に薬学系事務室 (内線 3251、外線 095-819-2415) へも連絡する。

○ガス漏れ時

1. 使用中の火を消し、ガスの元栓を閉める。
2. 窓を開け、火の気を使わない。換気扇などの電気のスイッチに触らない。
3. なるべく新鮮な空気を吸うようにする。
4. 状況に応じて、業者へ連絡する。(西部ガス長崎支店 095-826-9101)
5. 担当教授等に報告する。
6. 同様に薬学系事務室(内線 3251、外線 095-819-2415)へも連絡する。

○負傷者が出た時

1. 応急処置を行う。
2. 状況に応じて、救急車(119)を呼ぶか、保健センター(内線 2213、外線 095-819-2213)へ連絡する。(時間外は、大学病院救命救急センター(外線 095-819-7765)へ連絡する。)
3. 担当教授等に報告する。
4. 同様に薬学系事務室(内線 3251、外線 095-819-2415)へも連絡する。

○毒劇物紛失時

1. 紛失発見者及び周辺の者は、紛失物を探索し発見に努めると同時に、管理担当者、担当教授等及び薬学系事務室(内線 3251、外線 095-819-2415)へ連絡する。
2. 管理担当者は担当教授等へ、担当教授等は薬学系事務室(内線 3251、外線 095-819-2415)へ連絡するとともにそれぞれが学部長へ連絡する。
3. 探しても見つからない場合は、速やかに管理責任者である薬学部長から警察署、消防署への連絡を行う。

# 諸 手 続 一 覧

在学中に関係のある納入・願出・届出・交付・申込等の諸手続は、次のとおりである。

## 1. 納 入

区 分	納入先	金 額	備 考
授 業 料	口座振替による	年 額 535,800円	授業料に改定があった時は、改定時からその金額となる。

※本件に関する問い合わせは事務局内財務部財務企画課資金管理班まで

## 2. 願 出

種 別	提出先	期 日	備 考
休 学 願	薬学系事務室 学務担当	希望年月日の2週間前まで	病気のときは医師の診断書を添付のこと。
退 学 願			
復 学 願		退学等から2年以内の6月、12月	
再 入 学 願			

## 3. 届 出

種 別	提出先	期 日	備 考
住 所 届	薬学系事務室 学務担当	毎年オリエンテーション時	変更があった場合はその都度
欠 席 届		欠席後3日以内	
保証人(住所)変更届		変更が生じた日以降速やかに	
海 外 渡 航 届		渡航2週間前まで	留学、旅行

## 4. 交 付

種 別	申込先	期 日	備 考
学 生 証 (再 発 行)	教育支援課 教務班 (教養教育事務室内)	随 時	(無料)有効期限切れ、改姓名、IC不具合等 (有料)紛失(盗難、破損含む)
学 割 証 (J R)	学生支援 センター	随 時	学割証は自動発行機にて発行する。
在 学 証 明 書			在学証明書・卒業(修了)見込証明書・健康診断書は自動発行機にて発行か、証明書発行サービス(有料)で発行する。
卒 業 (修 了) 見 込 証 明 書			
健 康 診 断 書			
卒 業 (修 了) 証 明 書	薬学系 事務室 学務担当	随 時	3日前までに申し込むか、証明書発行サービス(有料)で発行する。
成 績 証 明 書			在学生は自動発行機又は証明書発行サービス(有料)で発行。卒業生は証明書発行サービス(有料)で発行する。
通 学 証 明 書			前日までに申し込むこと。

証明書発行サービスは本学ホームページから長大ID・パスワードでログインし利用する。卒業後は再度利用者申請が必要。

## 5. 施設使用

種 別	申込先	期 日	備 考
学 生 用 ロッカー	(薬学部本館1~2F)	薬学系事務室 学務担当	2~3年次在籍中
	(歯学部地下1F)		4~5年次在籍中
リフレッシュルーム(5F)			飲食は厳禁
就 職 支 援 室 (1 F)			飲食は厳禁
「お薬の歴史資料館」兼 リフレッシュルーム(2F)			飲食は厳禁
下村脩名誉博士顕彰記念展示室			飲食は厳禁

## 就 職

薬学部卒業生の主な就職先は、病院薬剤部、薬局（調剤専門薬局を含む）、製薬会社及びその他企業、公務員等となっている。

1. 求人募集については、学部に寄せられた求人票を整理して、就職支援室の掲示板に「求人案内」として掲示すると共に、各企業の事業内容、給与等を示したパンフレットをファイルに収め、自由に閲覧できるようにしてあるので利用すること。

また、薬学部のホームページ(<https://www.ph.nagasaki-u.ac.jp/student/gakumu/placement.html>)でも求人一覧を閲覧することができる。

2. 長崎大学では、企業等が発信する求人・インターン情報の多くを「キャリアタス UC」(運用：株式会社ディスコ)を通じて受領しており、その内、長崎大学生も対象となる求人・インターン情報を「求人検索 NAVI」(<https://st.uc.career-tasu.jp/top/>：求人・インターンの提供)という形で公開しているため、積極的に利用すること。

3. キャリア相談及び就職ガイダンス・会社説明会は、NU-Web にログイン後、就職機能から確認・予約すること。

4. 就職については、所属研究室の教員、就職支援委員又は薬学系事務室学務担当に相談するとともに、就職支援行事に積極的に参加して、自分に適した職業を選ぶよう心がけること。

5. 公務員試験は、国家公務員、地方公務員とも4～9月の間に行われる場合が多いが、年度によって流動的であるので掲示や自治体等からの情報に注意すること。

6. 病院あるいは薬局からの求人は、企業とは異なり随時寄せられることが多い。

7. 故郷に帰って就職することを希望する場合は、大学に寄せられる求人依頼は希なので、先輩、知人に依頼するなど自分で就職先を探すよう心がけること。

8. 卒業生に対して、求人先から求人が寄せられることがあるので、卒業後の就職についても、薬学系事務室学務担当に問い合わせること。

### 【求人情報】

薬学部ホームページ「就職情報」



求人検索 NAVI



## 受験資格の取得

学科	受験資格等
薬学科	薬剤師 医薬部外品，化粧品または医療用具の製造所責任技術者 医薬部外品，化粧品または医療用具の輸入販売所責任技術者 薬事監視員，麻薬管理者，食品衛生管理者， 食品衛生監視員，環境衛生指導員，検疫委員， 衛生管理者，外国製造医薬品等の国内管理者等業務 <b>※薬剤師の資格を取得することにより得られる資格です。</b>
薬科学科	栄養情報担当者 毒物劇物取扱責任者 放射線取扱主任者等 食品衛生監視員 危険物取扱者（甲種）

### 薬剤師国家試験及び免許取得について

「薬剤師」とは厚生労働大臣の免許を受けて、調剤・医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを業務とする者をいう。

この免許を受けるには、薬学部薬学科を卒業後、薬剤師国家試験に合格しなければならない。

試験は年1回（2月～3月）実施され、願書は、出身大学を経由して提出することになっているので、特に、卒業後に願書を提出する場合は薬学系事務室学務担当と連絡を密にされるよう留意されたい。

平成16年に学校教育法並びに薬剤師法が改正され、教育年限を4年から6年に延長することが決まり、薬剤師国家試験の受験資格は6年間の薬学教育を修了後に得られることになった。

よって、平成18年度以降の4年制学科入学者に対しては、薬剤師国家試験の受験資格は認められない。

# 医歯薬学総合研究科附属薬用植物園



## I 沿革

薬学部に薬草園を設置することは大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）第39条で義務づけられている。

本園はそれ以前から薬学部の義務として、生薬・薬用植物を整備し、学部教育に供してきた。歴史的には

昭和43年3月 長崎県西彼杵郡野母崎町野母に14,292 m<sup>2</sup>の野母薬用植物園用地購入。

昭和44年3月 長崎大学文教地区の再整備の一環として、研究栽培及び学生実習用材料の供給のため、約3,000 m<sup>2</sup>の圃場造成等を図った。

昭和46年3月 野母薬用植物園の面積を15,416 m<sup>2</sup>に拡充。

昭和47年5月 国立学校設置法施行規則第20条の規定に基づく教育、研究施設として、長崎大学薬学部附属薬用植物園の設置が認められた。

昭和51年3月 雲仙岳の北斜面中腹に、校外薬用植物園拡充計画の一環として島原薬用植物園が建設された。

平成9年11月 雲仙岳噴火のため、島原薬用植物園を閉園。

平成15年4月 医歯薬学総合研究科附属となる。

平成19年4月 野母薬用植物園を閉園。

## II 目的

教育用標本見本園としての便を図るため文教地区校内に設置され、各種薬用植物の栽培を行い、薬用植物学講義および薬用植物学実習に活用している。四季を通じて、様々な植物を観察することができ、許可を得てケシの栽培も行っている。セルフメディケーションや予防医学の見地から漢方や薬草への関心が高まりつつあることから、一般公開して知識などの普及にも努めている。

ここには、管理棟を兼ねた教育研究施設も整備されており、薬用植物の栽培研究や有効成分に関する研究を行っている。

また、園内には、長崎大学・ライデン大学（オランダ）国際学术交流事業、日蘭交流400周年記念事業の一環として「シーボルト記念植物園」を設け、ライデン大学附属植物園より寄贈されたフジ、ケヤキ、イロハモミジ、ツタ、アケビ等5種の「シーボルト植物」のほか、シーボルトゆかりの植物を栽培している。

### Ⅲ 主な薬用植物

薬用植物園では、日本薬局方収載生薬の基原植物をはじめとして、多種の植物を教育用標本として展示植栽し、四季折々、訪れる見学者の目を楽しませている。更に、野生種としては長崎県内でしか見られない植物や、長崎県では絶滅危惧植物に指定されている植物も育てている。

春に開花する薬用植物：ボタン、シャクヤク、モモ、カリン、コブシ、ジギタリス、トウキ、ケシ、ハルウコンなど

夏に開花する薬用植物：クチナシ、クズ、キキョウ、ハマオモト、ガジュツ、ウコンなど

秋に開花する薬用植物：オミナエシ、クコ、ワレモコウ、サフラン、ハナトリカブトなど

冬に開花する薬用植物：アンズ、ウメ、サンシュユ、ビワ、アロエ、シキミなど



【ケシ】



【ウコン】



【サフラン】

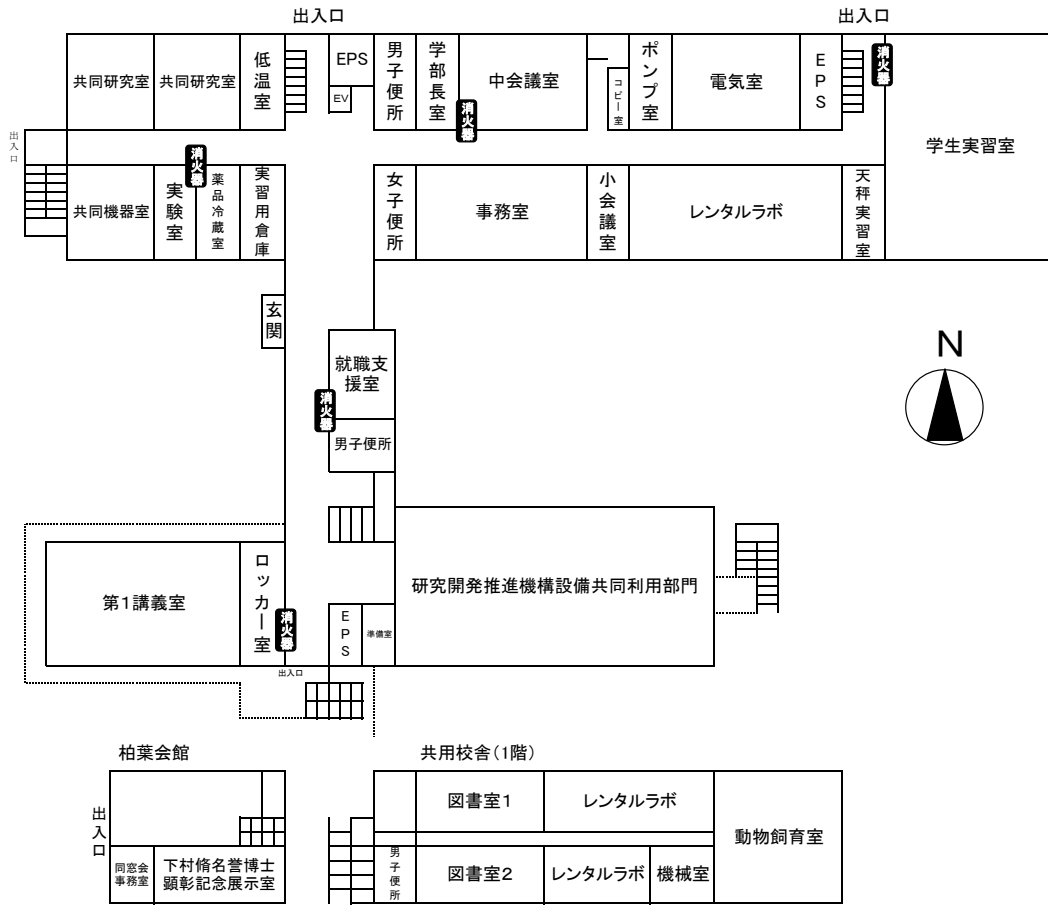


【シキミ】

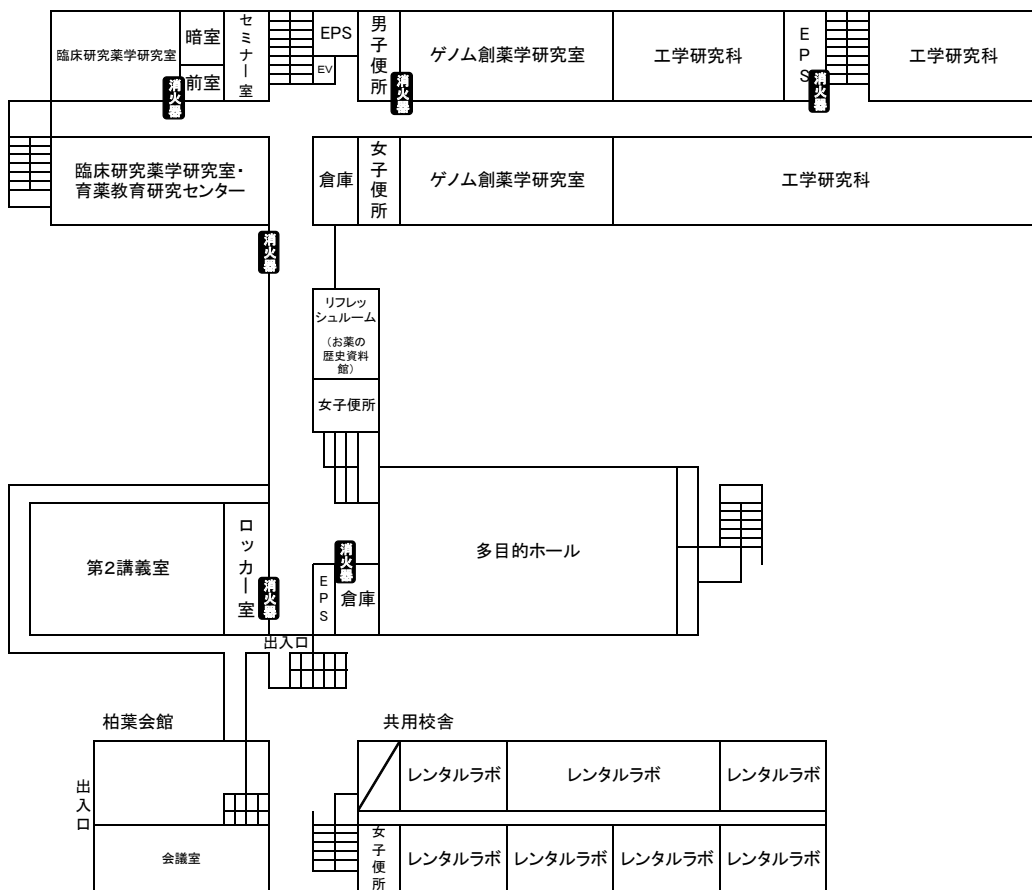
### Ⅳ 一般公開時間

平日 9:00~17:00

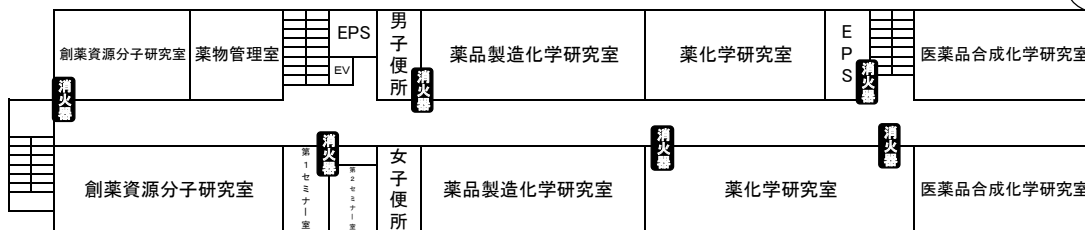
### 薬学部本館平面図（1F）



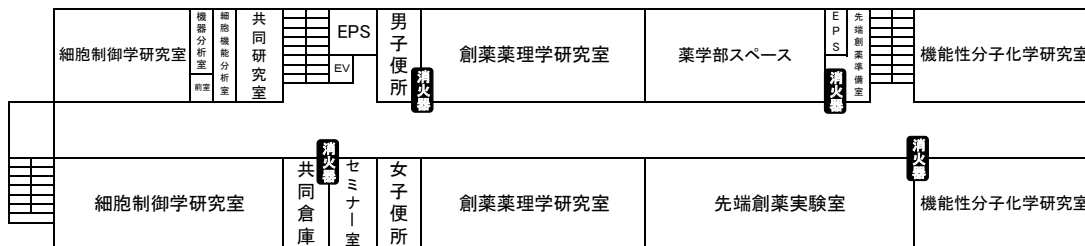
### 薬学部本館平面図（2F）



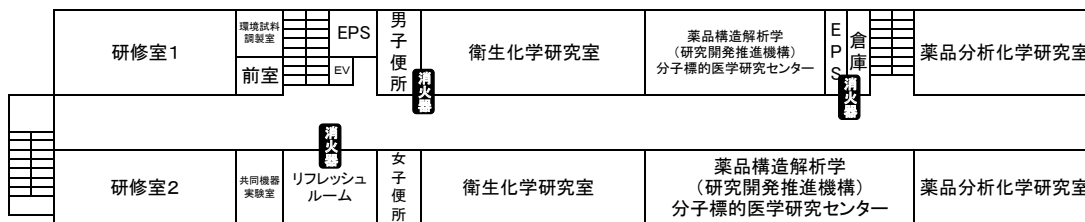
薬学部本館平面図（3F）



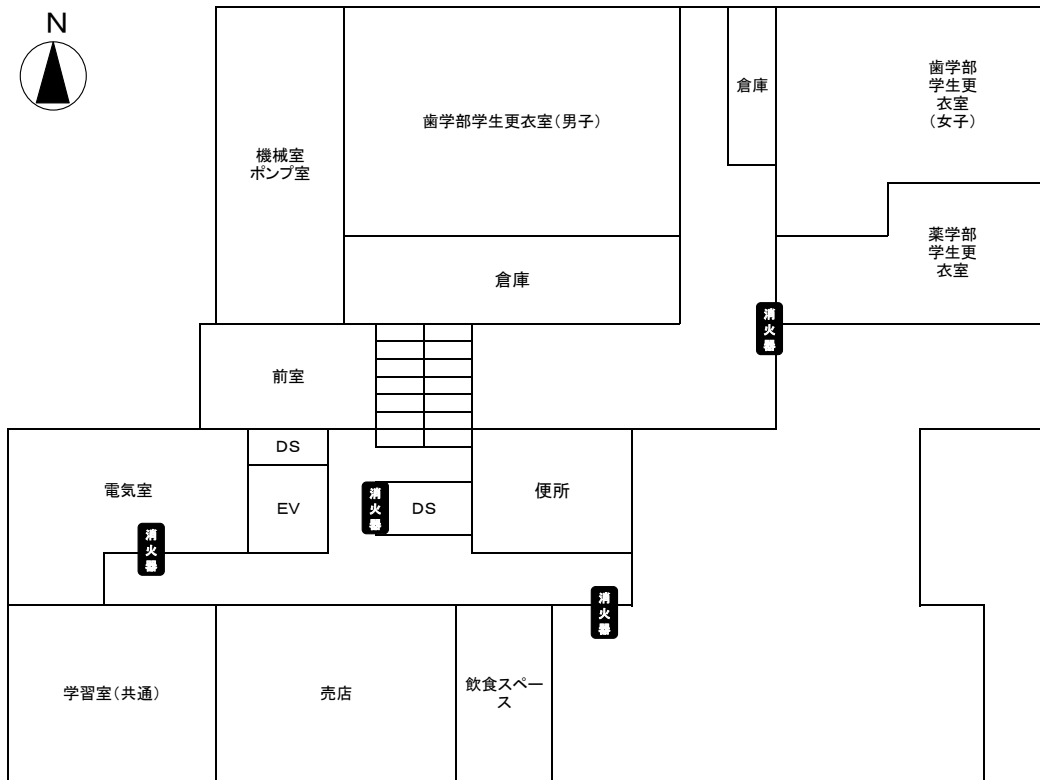
薬学部本館平面図（4F）



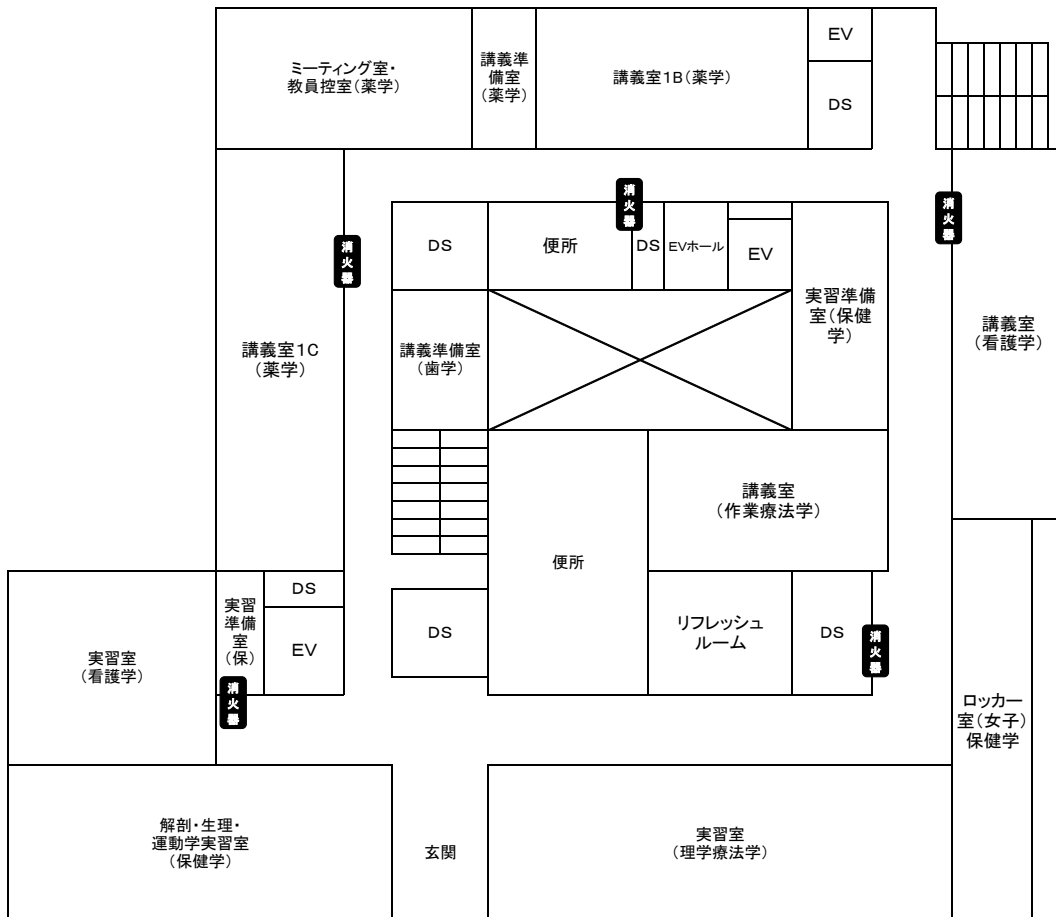
薬学部本館平面図（5F）



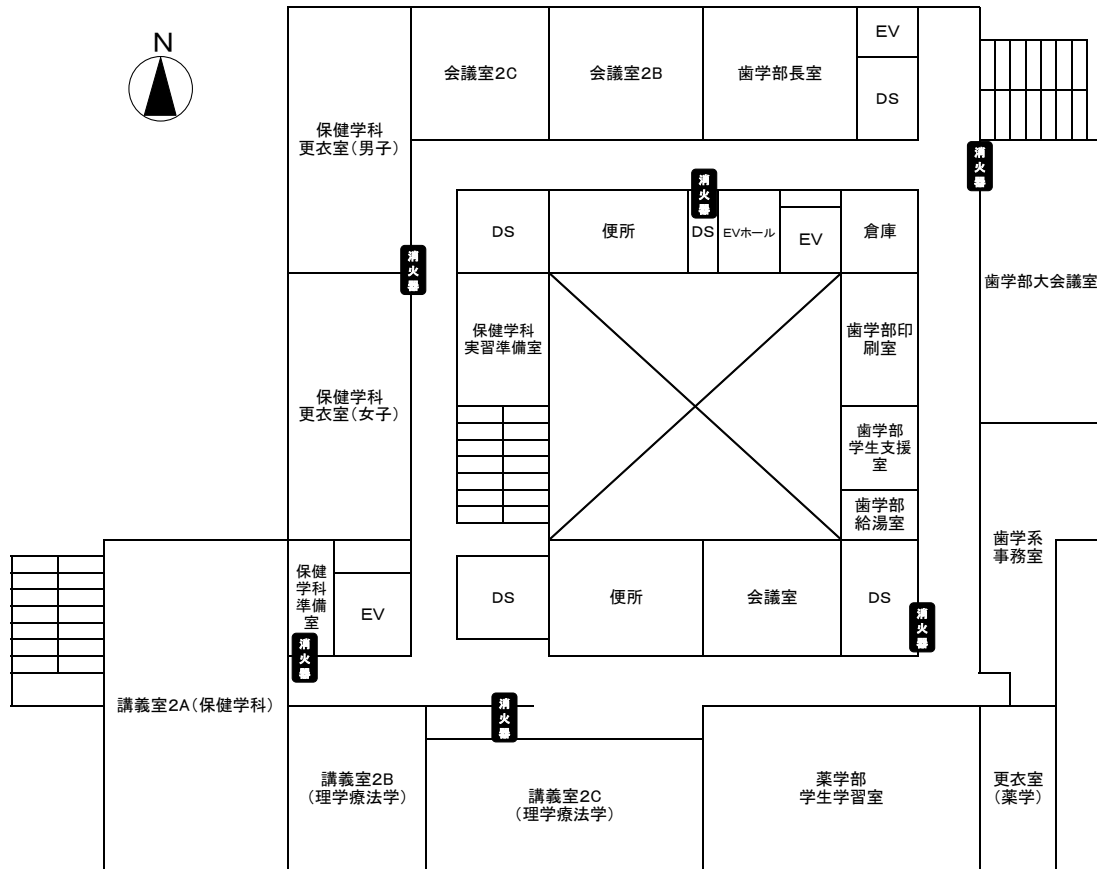
(坂本2) 医歯薬学総合教育研究棟 (旧歯学部本館) 平面図 (地下1F)



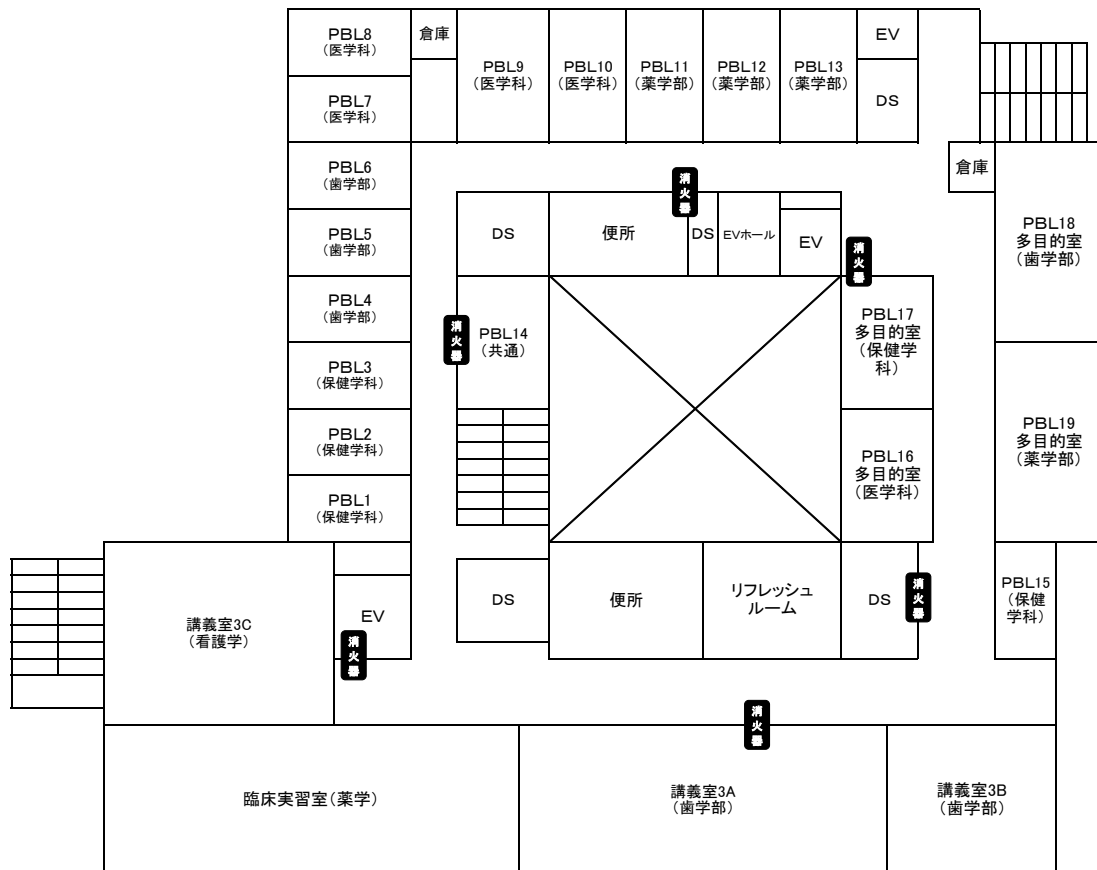
(坂本2) 医歯薬学総合教育研究棟 (旧歯学部本館) 平面図 (1F)



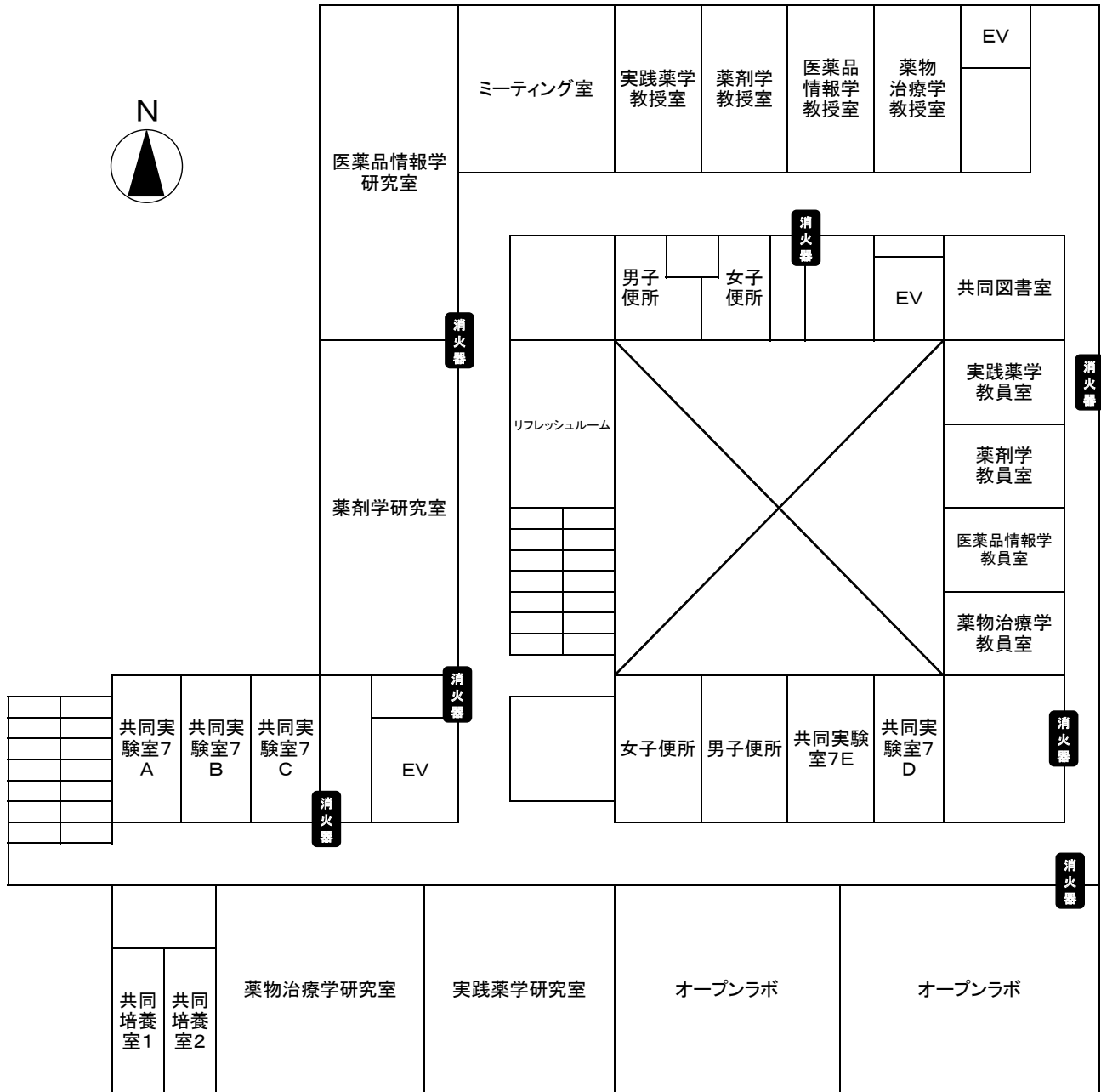
(坂本2) 医歯薬学総合教育研究棟 (旧歯学部本館) 平面図 (2F)



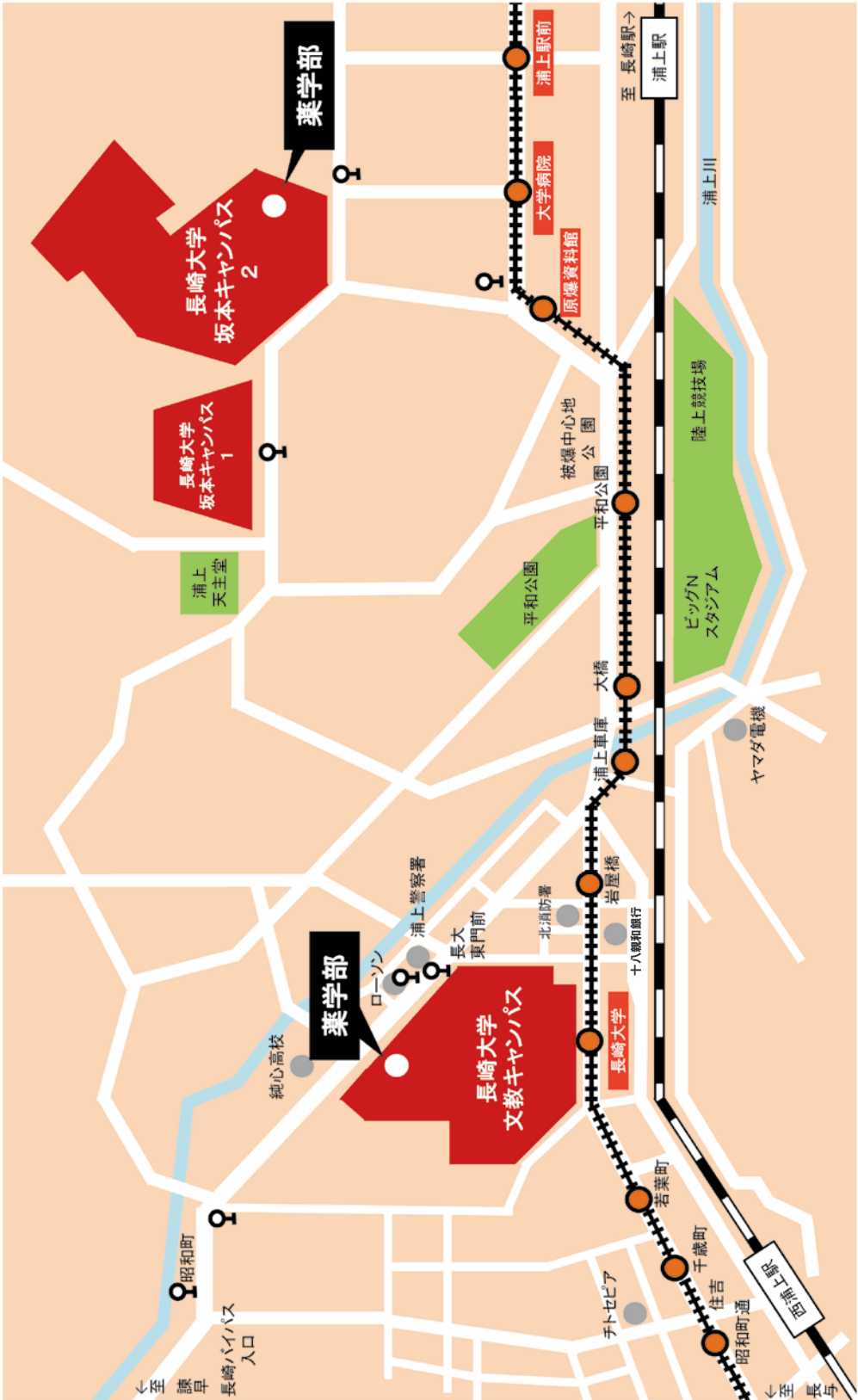
(坂本2) 医歯薬学総合教育研究棟 (旧歯学部本館) (3F)



(坂本2) 医歯薬学総合教育研究棟 (旧歯学部本館) (7F)



# 大学周辺MAP









**アシスト広場**  
 長崎大学障がい学生支援室  
 Nagasaki University Student Accessibility Office  
 〒852-8521 長崎市文教科1-14 長崎大学教育学部音楽棟3階  
 【受付時間】 9:00~17:30 土日祭休  
 TEL 095-819-2006 FAX 095-819-2974  
 support@ml.nagasaki-u.ac.jp  
 www.sao.nagasaki-u.ac.jp

- ### 大学施設情報
- |                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| 1 事務局                      | 13 環境科学部                        |
| 2 アドミッションセンター              | 14 水産学部                         |
| 3 保健センター                   | 15 グローバル教育・学生支援棟<br>4F 文教スカイホール |
| 4 中部講堂                     | 16 学生プラザ                        |
| 5 研究開発推進機構                 | 17 キャリアセンター                     |
| 6 補助体育館                    | 18 学生会館/生協文教店                   |
| 7 多文化社会学部                  | 19 生協食堂                         |
| 8 工学部                      | 20 薬学部                          |
| 9 附属図書館                    | 21 総合体育館                        |
| 10 ICT基礎センター               | 22 薬園醫交流会館                      |
| 11 音楽棟/音楽堂                 | 23 国際学生宿舎                       |
| 12 障がい学生支援室<br>3F 障がい学生支援室 |                                 |

- ### 設備
- 緑色案内板
  - ATM
  - 食堂
  - AED (自動体外式除細動器)
  - 車イス対応自動販売機

- ### 路面情報
- 車椅子が単独で入りやすい建物入り口
  - 坂道 (勾配8%以上)
  - 坂道 (勾配6~8%未満) ※矢印方向が上がり
  - 1階通行可
  - 石畳 (凸凹)
  - 河川、水路、池など

- ### アクセシブル情報
- 車いす通行可能
  - 車いす通行困難
  - 車いす通行不可
  - スロープ
  - 階段
  - 開き戸
  - 引き戸
  - 自動ドア

- ### バリアフリー設備
- 身体障害者専用駐車場
  - 身体障害者用トイレ (男女別トイレ内に設置)
  - だれでもトイレ (独立した専用トイレ)
  - 車いす対応
  - オストメイト対応
  - フィッティングボード
  - パーベーター
  - エレベーター



長崎大学薬学部校歌

八波 則吉 作詞  
 瀬戸口藤吉 作曲  
 青木 義勇 編曲

タイ  
 セイノガク ツトニ ツタエシ ブン  
 カノ ミーナ ト ターマノウラワニ  
 ホセイノヤクガク イノチトハゲム ワレラ タタズバソウセイノカニ  
 オモシ オモシ フレガ ニンム ジン *DS.*  
 ジシン

- 一、泰西の学夙に伝えし  
 文化の港瓊の浦和に  
 補生の薬学命と励む  
 我等立たずば蒼生如何に  
 重し 重し 我等が任務
- 二、塵環遠く浦陵ヶ丘に  
 緑樹環れる学園ここに  
 知識の源 化学の泉  
 汲みて世にしく仁慈の波を  
 楽し 楽し 我等が理想
- 三、人寿つながる千古の秘奥  
 開かやまじと四時に貫く  
 柏葉健児が燃えたつ意気を  
 稲佐ヶ丘の夕陽赤し  
 強し 強し 我等が自信

長崎大学生命医科学域・研究所事務部 薬学系事務室 学務担当

〒852-8521 長崎市文教町1番14号

電話 (095) 819-2416